

CLEAN AUTHORITY OF TOKYO

ごみれぽ 23 2025

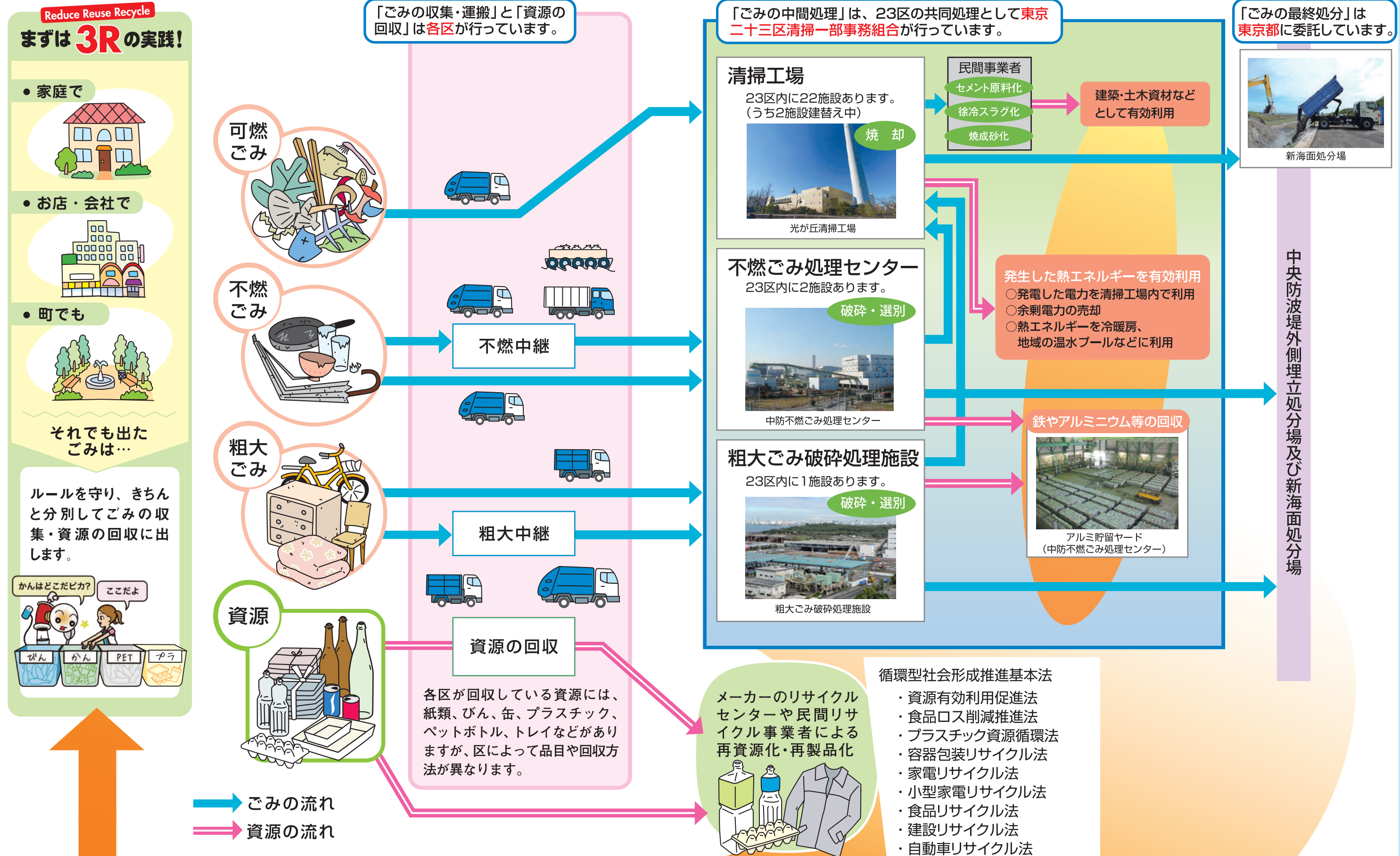
循環型社会の形成に向けて

23

東京二十三区清掃一部事務組合

23区のごみと資源の流れ

ごみの収集・運搬、資源回収は各区が行い、焼却や破碎などの中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合が行っています。最終処分は、23区・清掃一組が埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。
※下の図はおおよその流れを示したものです。一部表示していない部分があります。(令和6年12月現在)



はじめに

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

23区内の家庭や事業所などから出される一般廃棄物は年間約249万トン（令和5年度）、1人1日当たりにすると約705グラムになります。

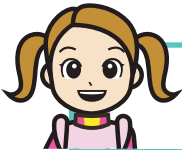
「東京二十三区清掃一部事務組合」（以下「清掃一組」という。）は、この一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置された特別地方公共団体です。

清掃一組の所管する中間処理施設には、可燃ごみを処理する清掃工場や不燃ごみ・粗大ごみを処理する施設、し尿を処理する施設などがあります。

「ごみれば23」は、清掃一組が行う中間処理に関する説明が中心となっていますが、23区で行われている清掃事業全体をご理解いただけるよう、ごみの収集・運搬や資源回収、埋立処分場の状況などについても記載しています。

この冊子が、循環型社会の形成を目指す清掃一組の事業や取組、そして、23区で行われている清掃事業の現状をご理解いただく一助となれば幸いです。

令和6年12月
東京二十三区清掃一部事務組合



ごみの処理についてわからないことを教えてください！

清掃一組キャラクター
くみちゃん

Q&A コーナー

- 1. 清掃工場はいつお休みするのですか？ (p.8)
- 2. 地球温暖化の原因になる二酸化炭素(CO₂)が発生するので、ごみは燃やさない方がいいのではないですか？ (p.16)
- 3. 中間処理の過程で資源を回収するなら、分別せずごみに出してもいいのではないですか？ (p.21)

ぼくは、清掃一組の清掃工場に働いています。ご質問にお答えします！



清掃工場のお兄さん

正式名称は「東京二十三区**清掃一部事務組合**」ですが、略して「清掃一組(せいそういちくみ)」といいます。

ごみれば
2025 

もくじ

23区のごみと資源の流れ	1
はじめに	3
I 清掃一組の概要	5
1 設置の経緯・目的	5
2 令和6年度の予算	5
3 施設配置図	6
II ごみの中間処理・し尿の処理	7
1 可燃ごみの処理	7
2 不燃ごみ・粗大ごみの処理	17
3 し尿等の処理	22
4 事業系ごみの受入れ	22
III 統計・資料	23
1 ごみ量と埋立処分量の推移	23
2 ごみの中身	23
3 一人が一日に出すごみの量	23
4 ごみ・し尿の処理にかかる費用	23
5 清掃一組施設一覧	24
IV 清掃一組の計画	25
1 様々な計画に基づいて事業を行っています	25
2 計画的な施設整備を進めています	26
V 参考編	27
1 ごみの収集・運搬や資源の回収は各区が実施します	27
2 埋立処分場は東京都が設置・管理しています	31
3 循環型社会をつくるための法令	35
4 3Rの実践 ～一人ひとりができること～	36
5 ごみ量・焼却処理量・埋立処分量・資源回収量の推移	37
6 東京23区のごみ処理とリサイクルの歴史	38
7 区民や地域との連携・交流	39
8 清掃事業の国際協力	40
東京二十三区清掃一部事務組合問合せ先	41
その他の問合せ先	42

I 清掃一組の概要

1 設置の経緯・目的

清掃事業は、ごみの収集・運搬、中間処理（焼却や破碎など）及び最終処分（埋立）の過程からなり、市町村等の基礎的な自治体の事務とされていますが、23区部では東京都が行っていました。

23区と東京都は、長年にわたり、23区の自主性の強化、東京都のより広域的な立場からの大都市行政といった観点から、お互いの在り方・制度について議論を重ねてきました。その結果、都区制度を見直す機運が醸成され、平成10年の地方自治法等の改正により、23区は「基礎的な自治体」として位置付けられ、財政自主権の強化等が図られるとともに、住民に身近なサービスである清掃事業が平成12年4月1日、東京都から23区に移管されました。

平成12年4月以降、ごみの収集・運搬から中間処理及び最終処分までが23区の事務（統括的な処理責任）となり、収集・運搬は各区が実施することとしましたが、中間処理は処理施設がない区がある、また、より効率的な処理を行う、といった理由から23区が共同で処理することとなりました。「清掃一組」は、この共同処理を行うため、地方自治法に基づき、23区の総意により設置された特別地方公共団体です。

なお、最終処分は、23区と清掃一組が、処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。

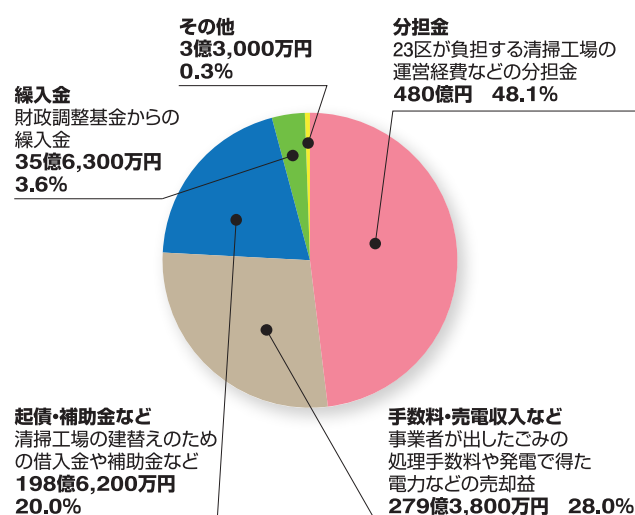
各区が行う様々な業務



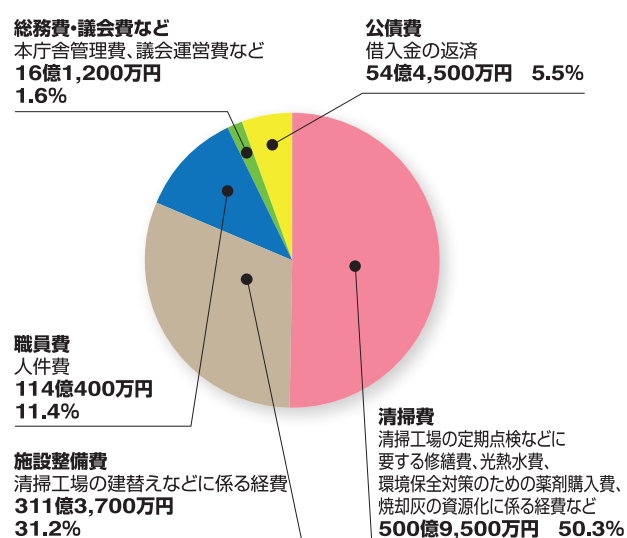
2 令和6年度の予算

令和6年度 当初予算額 996億9,300万円

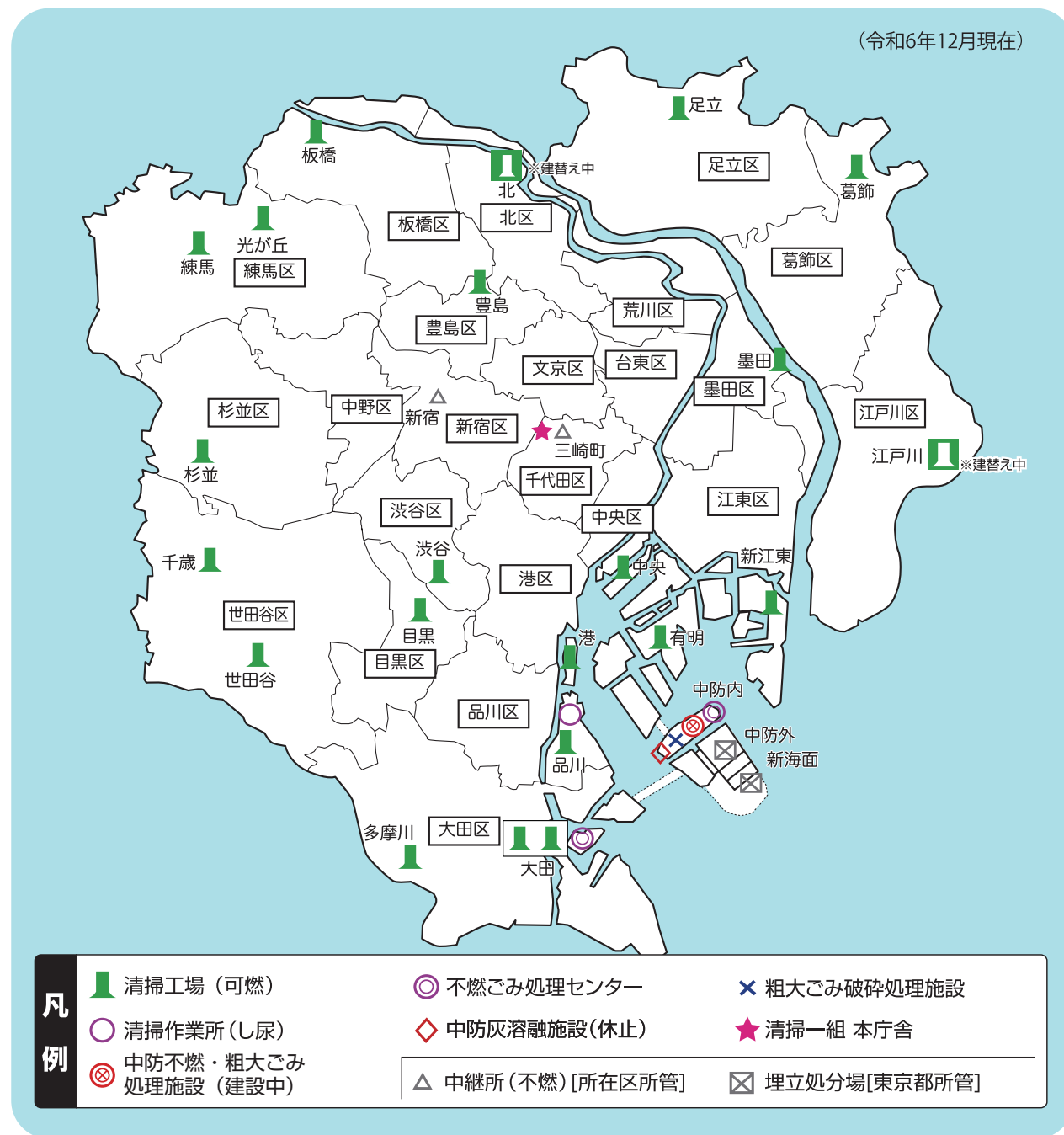
歳入



歳出



3 施設配置図



II ごみの中間処理・し尿の処理

1 可燃ごみの処理

(1) 清掃工場の役割としくみ

可燃ごみは、令和6年12月現在22施設(うち2施設建替え中)で安全かつ安定的に効率よく焼却処理します。ごみを焼却することで、ばい菌や害虫、においの発生などを防ぎ、衛生的な環境を保つことができます。また、焼却により容積が約20分の1に減容化され、さらに一部の焼却灰をセメントの原料として資源化したり、徐冷スラグ化や焼成砂化し道路工事の材料などとして活用することにより、埋立処分量を削減することができます。

清掃工場から出る排ガス・排水中の有害物質は、発生抑制や削減をして環境への負荷を低減します。清掃工場では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電や熱供給を行います。

清掃工場(火格子(ストーカ)式焼却炉)の主な設備

- ごみ・灰の流れ
- 空気の流れ
- 排ガスの流れ
- 排水の流れ

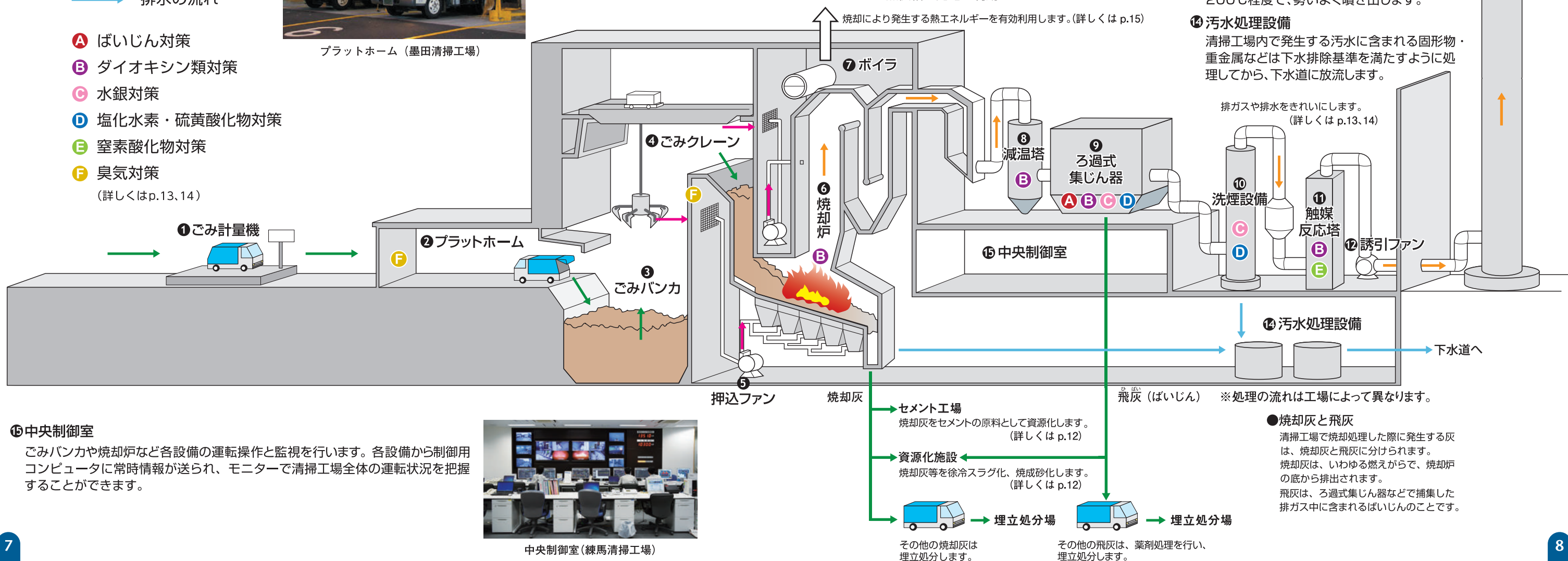
- A ばいじん対策
 - B ダイオキシン類対策
 - C 水銀対策
 - D 塩化水素・硫黄酸化物対策
 - E 窒素酸化物対策
 - F 臭気対策
- (詳しくはp.13、14)



プラットホーム (墨田清掃工場)



焼却炉の内部(杉並清掃工場)



Q

清掃工場はいつお休みするのですか？

Answer 清掃工場の焼却炉は、24時間休むことなく稼働しています。しかし、年間に2か月ほど、全ての設備を停止して、機械の点検や部品の交換、内部の清掃などをします。車の法定点検と同じように、安全に稼働し続けるための大切なお休みです。



(2) 可燃ごみは焼却処理します

搬入されたごみの重さを量ります（ごみ計量機）

清掃工場に搬入されたごみは、計量機で車両ごとに重さを量ります。
量ったごみの重さは、ごみ量の把握や廃棄物処理手数料の計算などに利用します。



ごみ計量機（墨田清掃工場）

ためたごみをかき混ぜます（ごみバンカとごみクレーン）

搬入されたごみは、いったん、ごみバンカにためます。
搬入されたごみは、水分を含んだものや乾いたものなど成分や大きさもまちまちです。
そこで、ごみクレーンでかき混ぜて均一化してから、焼却炉に投入することで、安定した燃焼となるようにします。



ごみバンカとごみクレーン（大田清掃工場）

800℃以上の高温で焼却します（焼却炉）

焼却炉は、800℃以上の高温で24時間連続焼却します。高温で燃やすことで、ダイオキシン類の発生を抑えます。
清掃工場では、焼却炉の立上げ時などに都市ガスを使用しますが、いったん燃え始めるとごみだけで燃え続けます。



焼却炉内部の様子（杉並清掃工場）

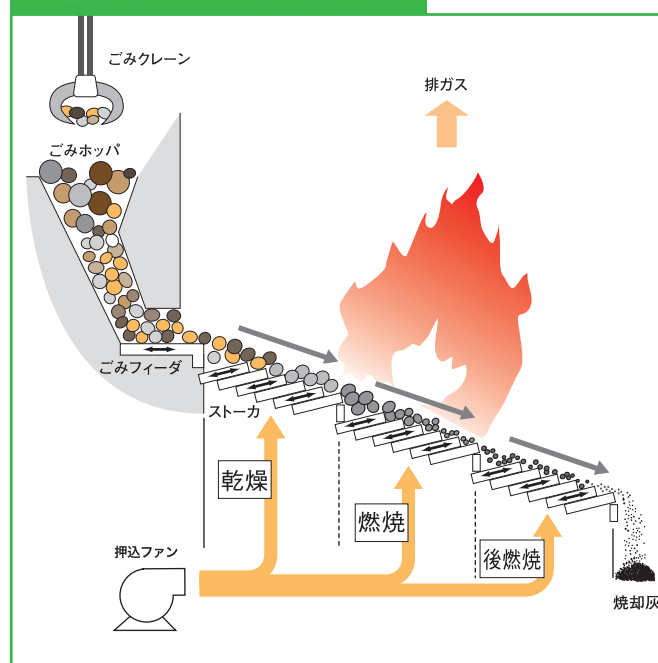
焼却灰と飛灰をセメントや徐冷スラグ、焼成砂の原料として資源化します ※詳しくは p.12

焼却により発生する熱エネルギーを有効利用します ※詳しくは p.15

焼却炉のしくみ

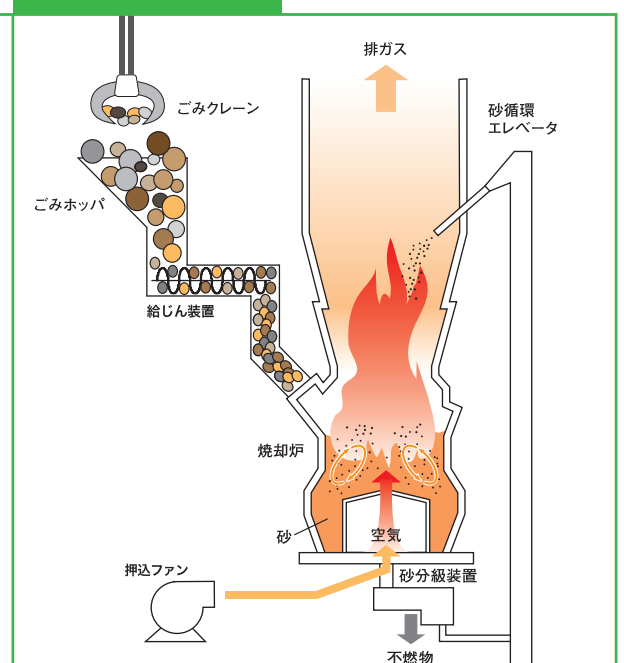
清掃一組では、火格子（ストーカ）式焼却炉・流動床式焼却炉・ガス化溶融炉の方式を採用しています。

火格子（ストーカ）式焼却炉



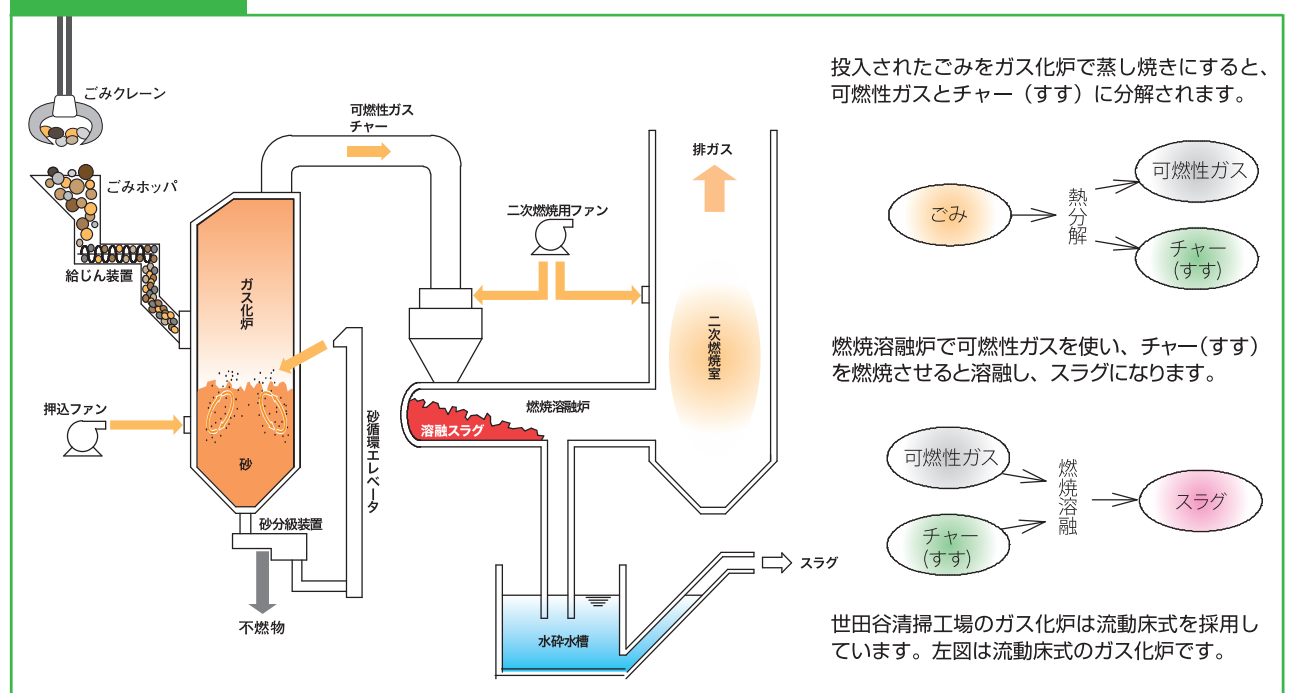
火格子（ストーカ）の上をごみが徐々に後段に移動していきます。水分を蒸発させる「乾燥」、勢いよく燃やす「燃焼」、最後まで燃やしきる「後燃焼」の3つの段階があります。

流動床式焼却炉



砂が入った焼却炉の中に下から空気を吹き込むと、砂は沸騰したお湯のように踊りだします。この状態の砂を熱し、その中にごみを投入して燃焼させます。

ガス化溶融炉



※各清掃工場の焼却炉の形式はp.24の施設一覧を参照

(3) 不適正ごみの搬入は焼却炉の停止や故障の原因となります

不適正ごみが混入すると…

清掃工場に搬入された可燃ごみの中に、金属やガラスなどの焼却に適さないものや、清掃工場の処理能力を超える大きなものが混ざっていることがあります。このような不適正ごみが混ざっていると、焼却炉の停止や故障の原因となり、復旧のために多くの費用や日数がかかります。また、ごみの受入れが困難となった場合には、収集・運搬に支障が生じ、23区全体のごみ処理に重大な影響を及ぼします。

清掃工場では、ごみを安全かつ安定的に効率よく焼却処理するために、ごみの受入基準を定めています。金属・ガラスなどの不燃物や、布団や家具などの処理可能な寸法を超える大きさのもの、水銀などの有害性のあるものや爆発性のあるもの、産業廃棄物など、受入基準に合わない不適正ごみについては、清掃工場で受入れを拒否しています。



布団の不適正ごみ
(新江東清掃工場)

清掃工場等で受け入れできる大きさは、広げた状態での寸法で決まります。布団等折りたたんでごみ袋に入れることができても、受け入れはできません。



焼却炉を停止し、取り出した不燃物
(豊島清掃工場)



アルミニウム等の金属が溶けて固まったもの
(渋谷清掃工場)

不適正ごみの搬入防止

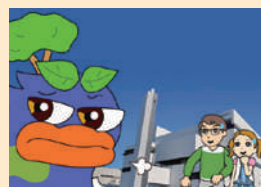
清掃工場では、不適正ごみが原因の焼却炉の停止が発生しています。安全で安定的な清掃工場の操業のために、清掃一組では搬入物検査の強化や啓発活動を実施し、不適正ごみの搬入防止に努めています。

各清掃工場では搬入物検査やプラットフォームでの監視等を実施する強化週間を設けるとともに、23区と連携して、一斉搬入物検査を全工場で行っています。一方、啓発活動として、動画の作成や事業者向けチラシや区民向けリーフレットを配布し、適正な搬入の周知を行っています。また、10月と2月を「不適正搬入防止月間」とし、様々な取組を行っています。

不適正ごみの搬入防止と、安全で安定的な清掃工場の操業のために、ごみの適正な分別をお願いします。



搬入物検査の様子
(練馬清掃工場)



不適正搬入防止啓発用動画
「清掃工場は困っています!」

大きなごみ(布団等)、不燃物(金属等)、水銀混入ごみが、清掃工場にどのように支障をきたしてしまうのか、分かりやすく紹介しています。当組合ホームページに掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。

(4) 焼却灰等をセメントや徐冷スラグ等の原料として資源化します

焼却灰等の資源化とは

可燃ごみを焼却すると、焼却灰等(焼却灰、飛灰)が発生します。焼却灰等は、埋立処分していますが、限りある埋立処分場を長く使用していくため、平成25年度からセメント原料化の取組を進めています。また、平成30年度から徐冷スラグ化、令和2年度から焼成砂化の取組も開始しています。

セメント原料化とは、焼却灰を民間のセメント工場へ運搬し、ポルトランドセメント※の原料の一つである粘土の代替原料として使用するものです。

徐冷スラグ化とは、焼却灰等を民間の資源化施設へ運搬し、熔融処理した後にゆっくりと冷却(徐冷)させ、石状のスラグをつくるものです。製造された徐冷スラグは道路工事の材料などで使用されます。

焼成砂化とは、焼却灰等を民間の資源化施設へ運搬し、焼成して無害化した後、粉砕・造粒し人工砂をつくるものです。製造された焼成砂は、土木材料等に使用されます。

※国内で消費されるセメントの約70%を占める最も一般的で汎用性の高いセメント。
石灰石、粘土、けい石、鉄原料、石こうを原料とします。



セメント
(資料提供：(一社)セメント協会)

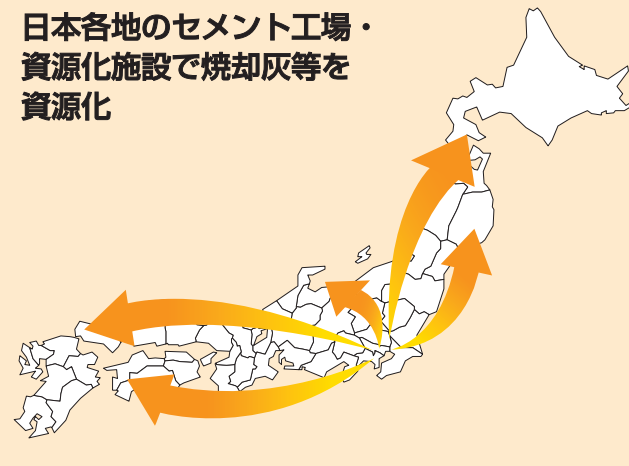


徐冷スラグ



焼成砂

日本各地のセメント工場・資源化施設で焼却灰等を資源化

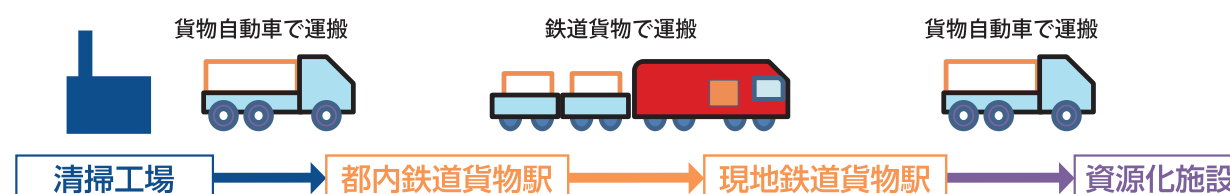


コンテナによる焼却灰搬出の様子
(新江東清掃工場)



貨物列車にコンテナを積み込む様子
(都内鉄道貨物駅)

運搬の流れ(鉄道)



(5) 排ガスや排水をきれいにします

ごみを焼却すると、その過程で、ばいじん、ダイオキシン類、塩化水素・硫黄酸化物、窒素酸化物などの環境汚染の原因となる有害物質が発生します。清掃一組の施設では、いくつもの公害防止設備で排ガスや排水をきれいにしてから工場外に出しています。大気汚染防止法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法などの関係法令を遵守することに加え、排ガスについてはさらに厳しい自己規制値を設けて、環境汚染防止対策を徹底しています。

清掃一組では、ダイオキシン類発生抑制対策として、平成14年12月までに設備改善などを実施しました。その結果、公害防止設備の性能がさらに向上し、ダイオキシン類だけでなく、そのほかの有害物質についてもより確実に除去しています。

排ガス対策

A ばいじん対策

ばいじんとは、すすや燃えかすのことです。ろ過式集じん器の中にあるろ布がフィルターとなり、排ガスからばいじんを取り除きます。

B ダイオキシン類対策

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。ごみを高温で焼却して発生を抑制します。減温塔では、排ガスを急冷して再合成を防止します。ろ過式集じん器では、ばいじんとともにろ布で除去します。触媒反応塔では、触媒の働きによって分解します。

C 水銀対策

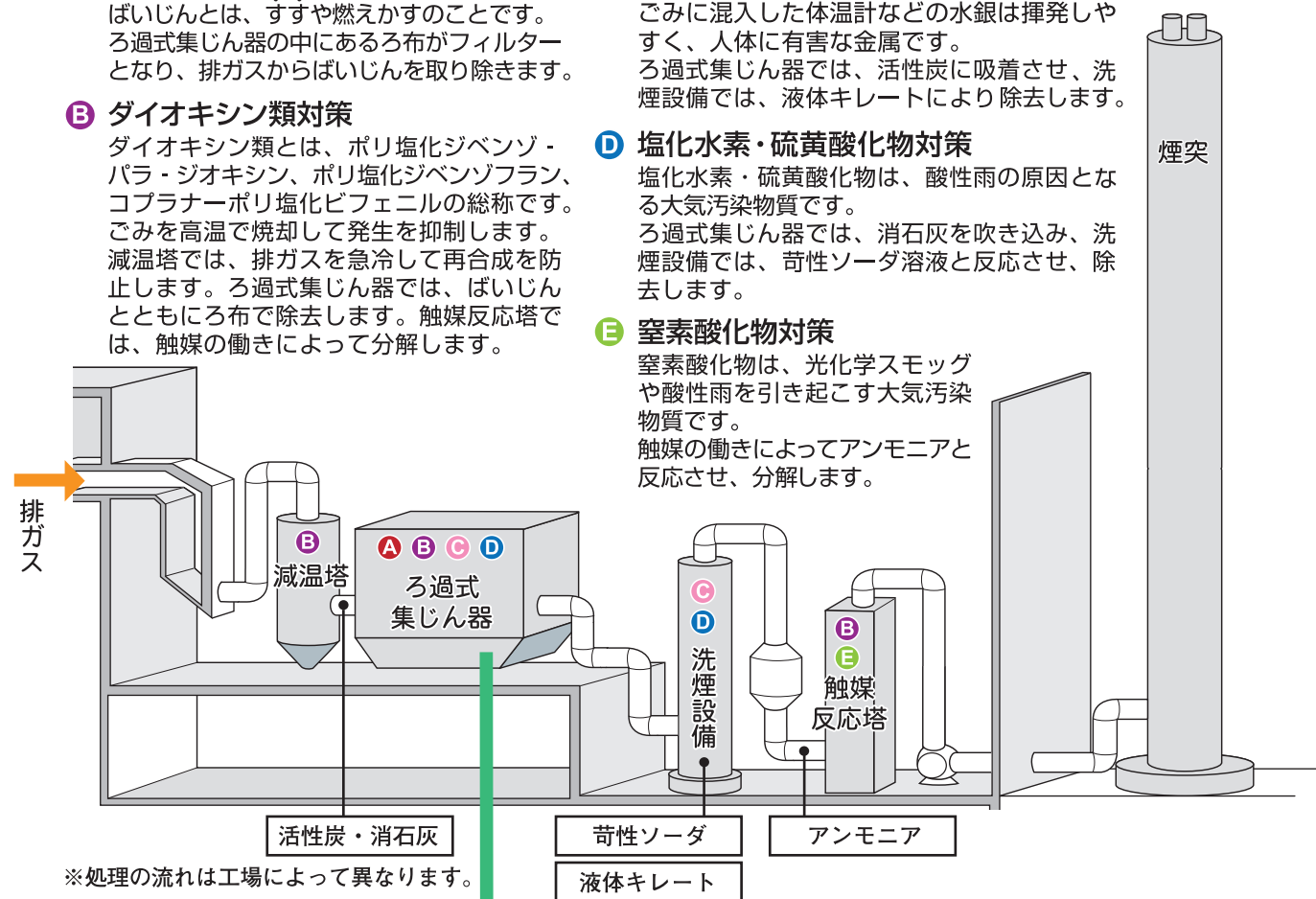
ごみに混入した体温計などの水銀は揮発しやすく、人体に有害な金属です。ろ過式集じん器では、活性炭に吸着させ、洗煙設備では、液体キレートにより除去します。

D 塩化水素・硫黄酸化物対策

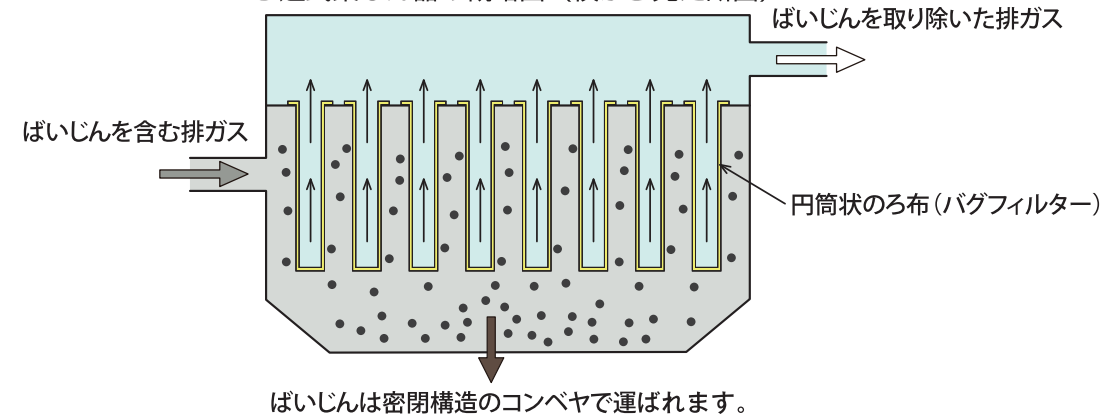
塩化水素・硫黄酸化物は、酸性雨の原因となる大気汚染物質です。ろ過式集じん器では、消石灰を吹き込み、洗煙設備では、苛性ソーダ溶液と反応させ、除去します。

E 窒素酸化物対策

窒素酸化物は、光化学スモッグや酸性雨を引き起こす大気汚染物質です。触媒の働きによってアンモニアと反応させ、分解します。



ろ過式集じん器の概略図（横から見た断面）



上から見ると…



ろ過式集じん器の内部（有明清掃工場）

拡大すると……ろ布(バグフィルター)

ろ過式集じん器の中には、長さが5～6mのろ布（バグフィルター）が焼却炉の数や規模により、少ない工場でも800本、多い工場では5,000本ほど入っています。



排水その他の環境対策

対 策		主 な 内 容	
排水対策		汚水処理設備で下水排除基準を満たすように処理してから、下水道に放流	
臭気対策	ごみバンカ	ごみバンカ内の空気を焼却炉に送り、臭気成分を燃焼・分解	
		焼却炉停止時は、脱臭装置の使用と消臭剤散布	
	プラットホーム	出入口のエアカーテン、消臭剤噴霧	
	ごみ収集車	ごみ収集車用洗車機の設置	
騒音・振動対策		機械設備の配置に配慮、防音壁・防振器具の設置	
飛灰の環境対策		薬剤による有害物質の固定化	

環境測定

排ガス、排水、焼却灰などは定期的に測定し、ばいじんや塩化水素・硫黄酸化物、ダイオキシン類、重金属類などの項目が排出基準値内であることを確認しています。また、排ガス中のばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、水銀などは、自動測定機で連続監視も行っています。

それぞれの測定結果は、地域住民代表や工場所在区などで構成する清掃工場の運営協議会、清掃一組ホームページ、清掃工場で公表しています。



排ガス採取の状況（杉並清掃工場）



排水採取の様子（板橋清掃工場）



焼却灰（左）と飛灰処理汚泥※（右）

※飛灰処理汚泥とは、飛灰を薬剤処理したものです。



排ガスの自動測定機（板橋清掃工場）

(6) 焼却により発生する熱エネルギーを有効利用します

清掃工場では、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効利用します。

つくられた電気や高温水などは、清掃工場を稼働するために施設内で利用して、購入電力量や燃料費を削減します。

余った電気は、電気事業者へ売却します。高温水などによる熱の売却は、5施設※で行っています。

※ 熱供給事業者への熱の売却は、有明清掃工場、品川清掃工場、光が丘清掃工場で行っています。都立施設への有償の熱供給は、新江東清掃工場と板橋清掃工場で行っています。

※ 高温水とは、圧力をかけることで100℃以上でも液体状態の水のことです。

令和5年度※1 熱の有効利用実績

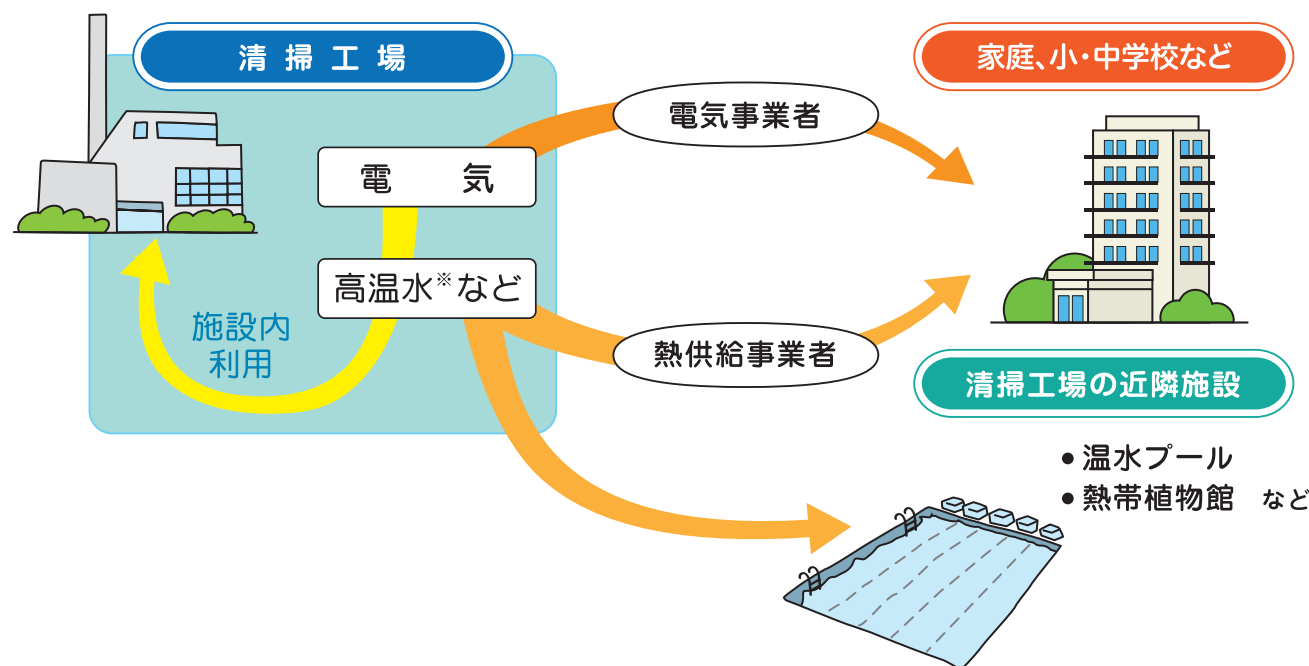
発電量	12億2,260万kWh
売電量	7億1,837万kWh
売電収入額※2	142億2,156万円
熱供給量（有償）	46.6万GJ※3
売熱収入額	1億8,072万円

※1 統計の都合上、令和5年3月から令和6年2月まで

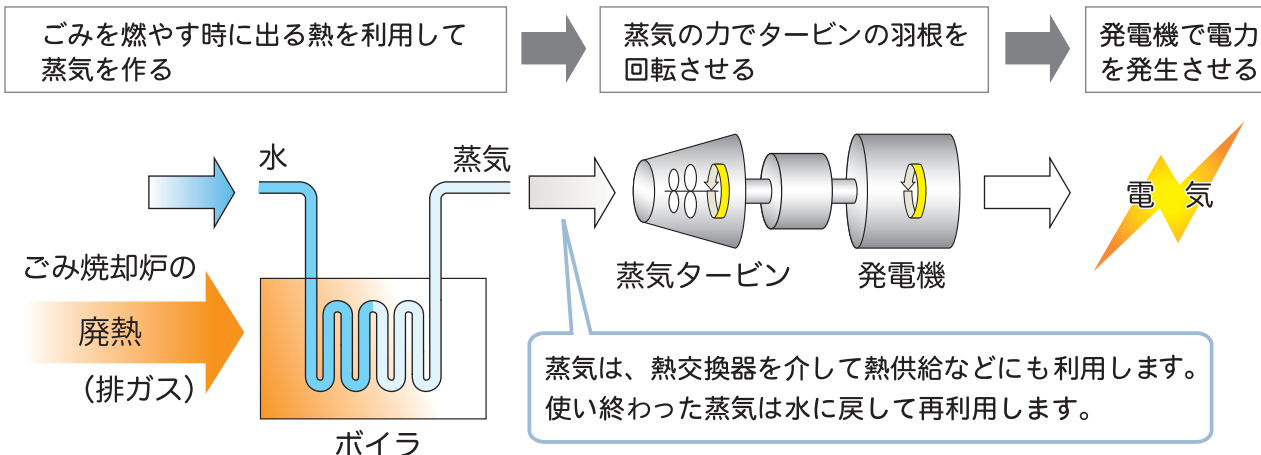
※2 売電収入には非化石価値相当額等の環境価値分を含みます。

※3 GJ（ギガジュール）＝10億J（ジュール）

一般的な1世帯の使用電力量を年間3,120kWh※とすると、令和5年度に売却した電力量は、約23.0万世帯分の年間使用電力量に当たります。※電力会社ホームページより



発電と熱供給のしくみ



環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、企業や自治体などの組織が、自らの活動に伴う環境への影響を自主的、継続的に改善していくための経営のしくみをいいます。

清掃一組が所管する中間処理施設では、独自の環境マネジメントシステム（いちくみEMS）を工場運営に取り入れて、有害物質の削減、省資源、省エネルギーに取り組んでいます。

緑化の推進・再生可能エネルギーの活用など

緑化の推進

清掃工場敷地内の緑化のほか、建物の屋上や壁面などでも緑化を推進して、ヒートアイランド対策を進めています。



屋上緑化
(杉並清掃工場)

壁面緑化
(板橋清掃工場)

再生可能エネルギーの活用

清掃工場の屋上や壁面を活用して、太陽光発電パネルを設置しています。また、地中熱を利用した空調設備を導入して、再生可能エネルギーの活用を図っています。



太陽光発電システム
(光が丘清掃工場)

雨水の有効利用

雨水を工場用水として有効利用するため、清掃工場の敷地内に雨水貯留施設を設置し、水道水の節約を図っています。

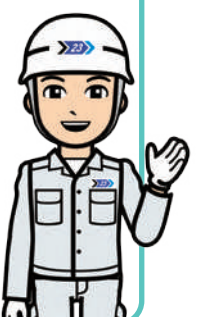


散水車による雨水利用 (豊島清掃工場)

Q

地球温暖化の原因になる二酸化炭素(CO₂)が発生するので、ごみは燃やさない方がいいのではないですか？

Answer 確かにごみを焼却すると二酸化炭素(CO₂)が発生しますが、清掃工場ではごみ焼却で発生する熱エネルギーによる発電や熱供給、太陽光の利用など二酸化炭素(CO₂)の削減に努めています。もし、ごみを焼却しないで直接埋め立てると、埋立処分場がすぐ満杯になってしまいます。また、埋立処分場周辺で害虫や悪臭が発生したり、温室効果が二酸化炭素(CO₂)の20倍以上のメタンガスが発生します。温室効果ガスを減らすには、ごみを減らしていくことが大切です。



2 不燃ごみ・粗大ごみの処理

(1) 不燃ごみは細かく破碎してから選別し、資源物の回収や焼却処理します

不燃ごみは、不燃ごみ処理センター（2施設）で処理します。不燃ごみの処理には、大きく分けて破碎と選別があります。不燃ごみは、始めに細かく砕いて容積を小さくします。次に、不燃ごみの中に含まれている鉄やアルミニウムは資源物として回収し、不燃物は埋立処分します。残ったその他ごみは、清掃工場で焼却処理します。

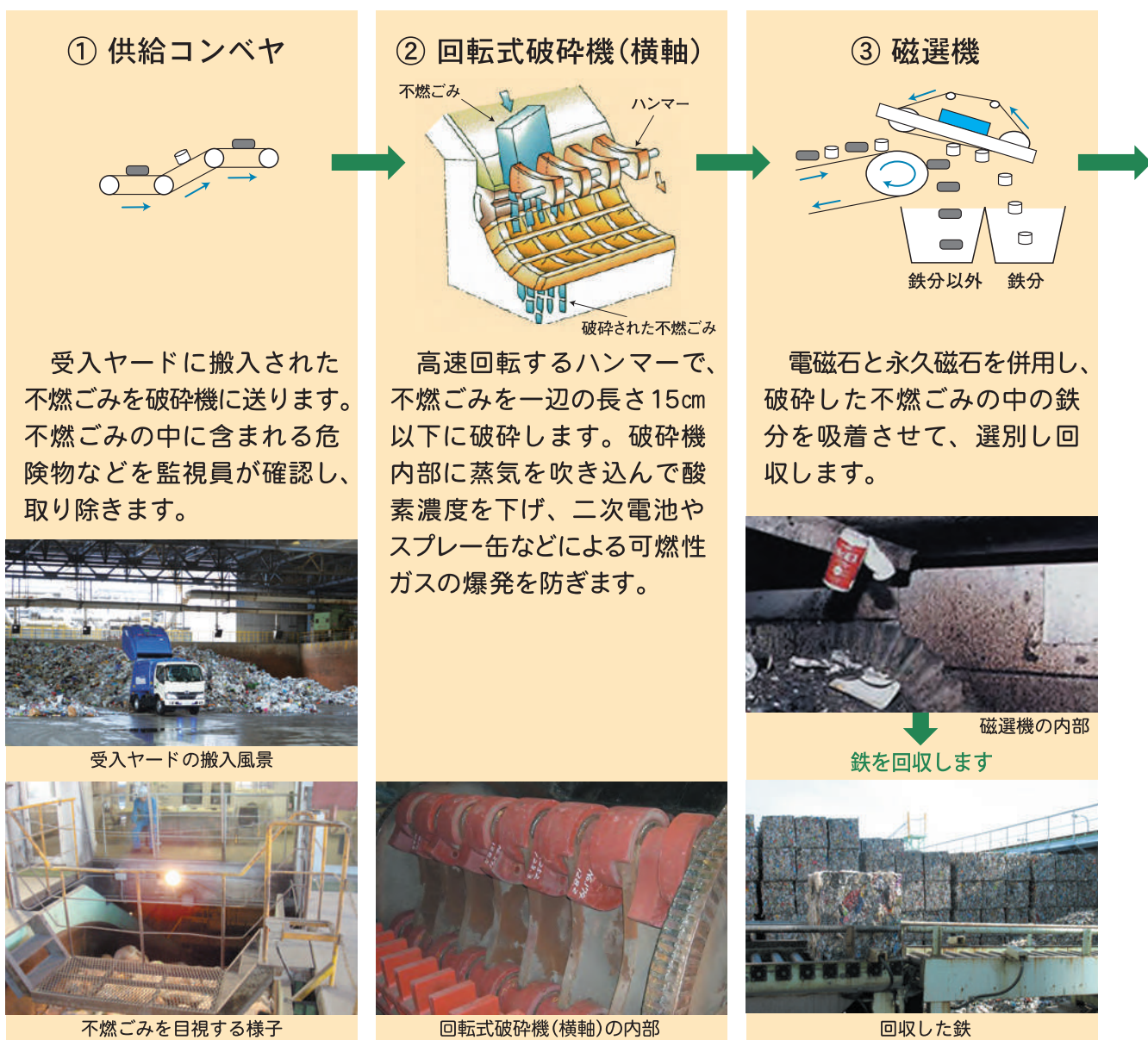


中防不燃ごみ処理センター
（江東区海の森）



京浜島不燃ごみ処理センター
（大田区京浜島）

不燃ごみの処理過程



お願い

コードレス掃除機やモバイルバッテリーなど二次電池を内蔵する小型家電等を不燃ごみや粗大ごみとして出す場合には、事前に二次電池（バッテリー）を取り外すなど、各区で決められた方法に従ってください。近年、小型家電等に内蔵された二次電池による火災が増加しており、ごみ収集車や設備が焼損しています。設備が焼損すると、修理費用が発生するだけでなく、23区の不燃ごみや粗大ごみを処理できなくなります。※二次電池付き製品の分別や対策についてホームページで公開しています。



火災の原因となった二次電池

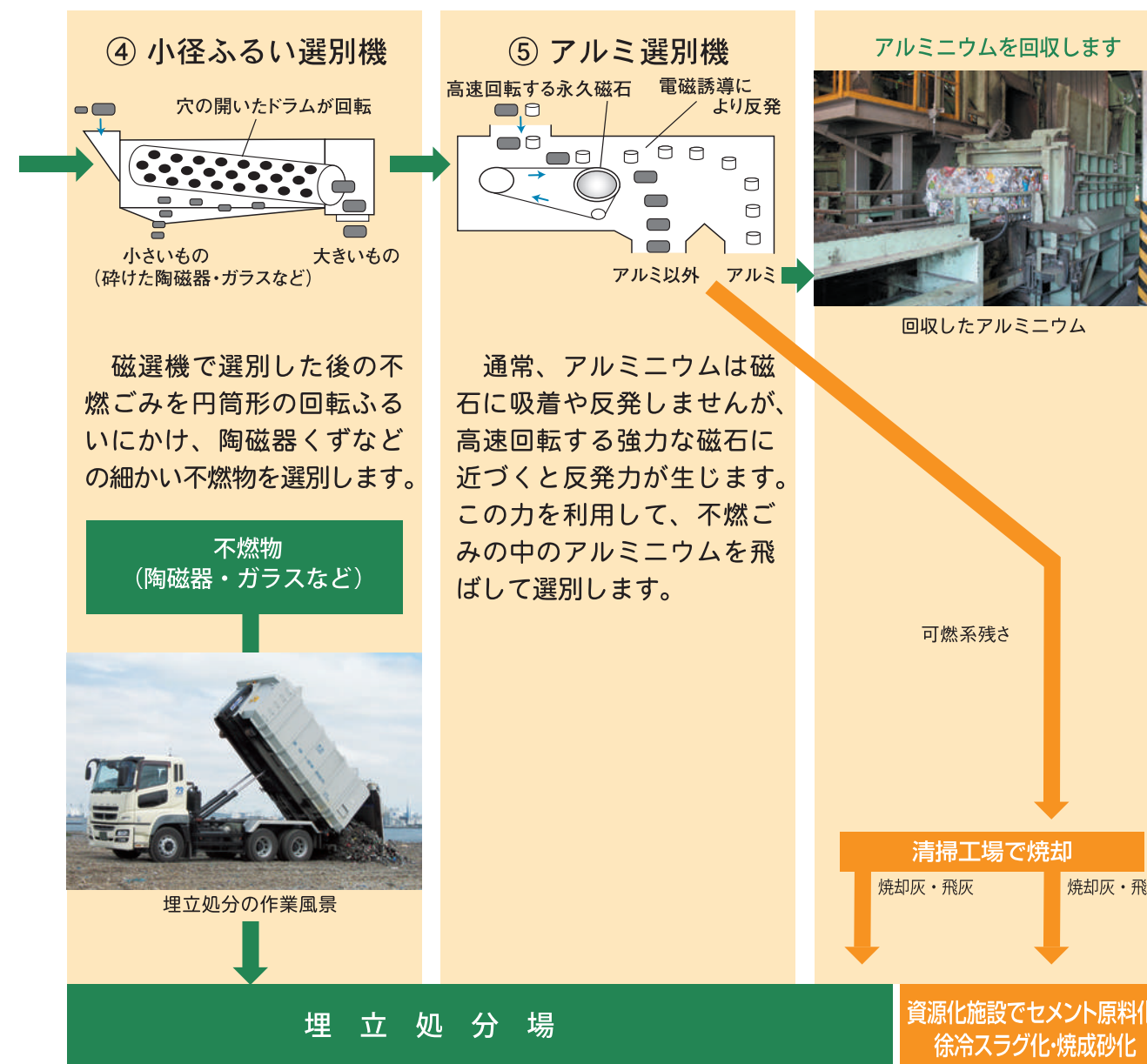


リチウムイオン二次電池によるコンベヤ火災
（中防不燃ごみ処理センター）



粗大ごみ破碎処理施設での火災

※下図に示す選別の流れは概略です。要所ごとに磁選機・アルミ選別機などが複数あります。



(2) 粗大ごみはごみ質により処理の流れが異なります

粗大ごみは、江東区海の森にある粗大ごみ破碎処理施設で処理します。粗大ごみは、可燃系と不燃系に分けた後に破碎します。また、破碎処理後に鉄分を選別し、資源として回収します。さらに、残さのうち、可燃系のは清掃工場で焼却処理し、不燃系のは埋立処分します。



粗大ごみ破碎処理施設

粗大ごみの処理過程

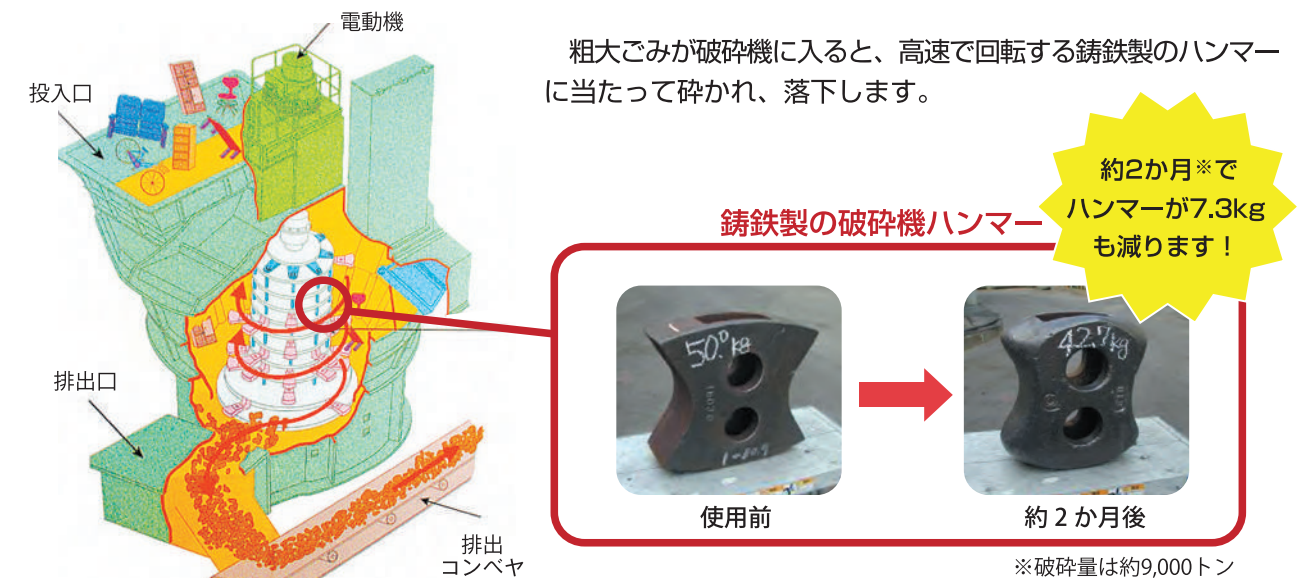


木材粗破碎机
(丸太や生木などを破碎するための機械)

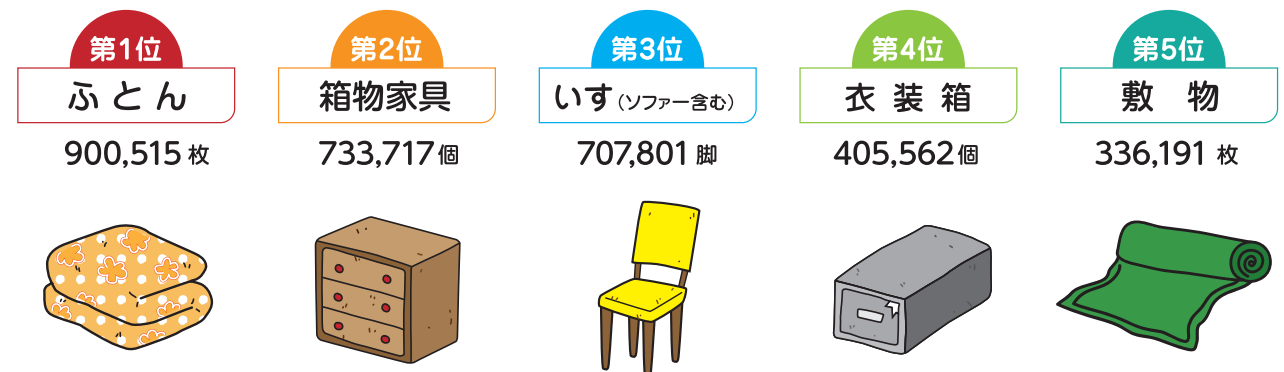


畳切断機
(畳をブロック状に切断するための機械)

回転式破碎机(縦軸)のしくみ



多く出される粗大ごみ(令和5年度)



区収集の粗大ごみ全体では、対前年比7.1%の減少

(3) 処理過程で資源となる金属を回収します

不燃ごみや粗大ごみには、鉄やアルミニウムといった資源が含まれています。これらの資源を中間処理の過程で回収します。

不燃ごみ・粗大ごみの中間処理過程で回収される資源

中防不燃ごみ処理センターと京浜島不燃ごみ処理センターでは、破碎した不燃ごみから鉄・アルミニウムを、粗大ごみ破碎処理施設では、破碎した粗大ごみから鉄を資源として回収します。金属以外にも、粗大ごみの選別段階でゴルフボールや除湿機などを可能な限り回収し、売却しています。資源回収により埋立処分量の削減を図ります。



鉄分貯留ヤード（中防不燃ごみ処理センター）



アルミ貯留ヤード（中防不燃ごみ処理センター）

令和5年度 資源回収実績

(単位:トン)

	中防不燃ごみ処理センター	京浜島不燃ごみ処理センター	粗大ごみ破碎処理施設	売却収入金額
ごみ搬入量	31,322	11,907	75,021	—
鉄回収量	1,698 (5.4%)	2,260 (19.0%)	11,294 (15.1%)	2億1,665万円
アルミニウム回収量	314 (1.0%)	414 (3.5%)	—	1億4,864万円

()内はごみ搬入量に対する回収率



ゴルフボール



除湿機



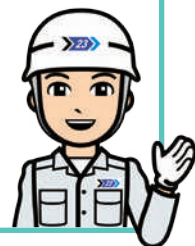
羽毛布団

Q

中間処理の過程で資源を回収するなら、分別せずごみに出してもいいのではないですか？

Answer

回収できる鉄やアルミニウムは、実際に家庭や事業者から出るごみに含まれている金属量の一部に過ぎません。資源となる飲食用の缶や小型家電などは、ごみではなく、きちんと分別して資源回収に出すことが大切です。



3 し尿等の処理

23区の家庭から出るし尿（くみ取りし尿）は、各区が収集し、清掃一組が処理を行います。

品川清掃作業所は、搬入されたし尿などから固形物を取り除くなど一定の処理を加え、下水排除基準内に希釈したうえで下水道に放流する施設で、くみ取りし尿、浄化槽汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥※1（もっぱら居住用の建築物から排出されるもので、各区が認めたものに限る）を受け入れます。東京都下水道局に届出されたディスポーザ排水処理システムから発生するディスポーザ汚泥※2 については、浄化槽汚泥に準じて受け入れます。

し尿等収集量の推移

(単位:トン)

年度	合計	し尿	その他				くみ取り便所戸数
			浄化槽汚泥など	ビルピット汚泥	汚水など	計	
令和3	14,812	990	9,149	10	4,663	13,822	639戸
令和4	14,083	867	8,818	13	4,385	13,216	600戸
令和5	13,849	758	8,845	10	4,238	13,093	554戸

※端数処理のため、個々の計と合計の数値は一致しない場合があります。

4 事業系ごみの受入れ

事業系一般廃棄物

事業者が出すごみは、原則として、事業者が責任を持って処理することとなっています。

事業系の一般廃棄物は、清掃一組の処理施設に搬入することができます。その場合、事前に承認が必要です。

なお、廃棄物処理手数料は1キログラムにつき17円50銭です(令和6年12月現在)。

産業廃棄物

中小企業から排出される産業廃棄物のうち一部は、清掃一組の粗大ごみ破碎処理施設で受入れを行っていましたが、施設老朽化等に伴う大規模な整備工事のため、令和5年12月から令和9年度（予定）まで受入れを停止しています。

清掃一組で受け入れ対象の産業廃棄物 ※このほか、資格審査及び受入基準等を定めています。

種類	具体例
紙くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの
木くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ③ 物品賃貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレット
繊維くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの

問合せ先

・事業系一般廃棄物の受入れについて → 施設管理部管理課 ☎03(6238)0829
・産業廃棄物の受入れについて → 施設管理部管理課 ☎03(6238)0730

23区のし尿等の収集・処理の区分

区 分		収集運搬の主体		処理の主体	
家 庭 事 業 系	くみ取りし尿	各 区	無料	清掃一組	無料
	浄化槽汚泥	一般廃棄物 収集運搬 業者	有料		
	し尿混じりの ビルピット 汚泥			一般廃棄物 処分業者	有料
	し尿				

※1 ビルピット汚泥 … 地下室等のあるビルで、汚水や雑排水を排出する前に一時貯留するために設置した槽(ピット)から発生する汚泥。

※2 ディスポーザ汚泥 … 生ごみを粉碎したものを排水処理槽(浄化槽)で固液分離し、上澄み水を下水道に排水するもので、この排水処理槽から発生する汚泥。

1 ごみ量と埋立処分量の推移

(単位：トン)

年度	区収集 (a)				持込ごみ (b) ※2	ごみ量計 (a+b)	埋立処分量
	可燃ごみ (うち管路収集) ※1	不燃ごみ	粗大ごみ				
平成 29	1,677,253 (4,191)	46,715	58,676	982,924	2,765,568	338,294	
平成 30	1,664,457 (4,125)	42,209	59,512	988,119	2,754,296	304,265	
令和元	1,679,872 (3,930)	37,781	64,508	984,155	2,766,316	298,667	
令和 2	1,711,830 (2,636)	37,574	72,055	738,354	2,559,813	247,227	
令和 3	1,661,496 (2,808)	31,777	74,037	766,169	2,533,479	219,686	
令和 4	1,611,798 (3,111)	27,559	72,407	828,392	2,540,156	219,883	
令和 5	1,555,840 (3,432)	25,728	67,268	836,723	2,485,559	182,692	

※ 端数処理のため、個々の計と合計の数値は一致しない場合があります。

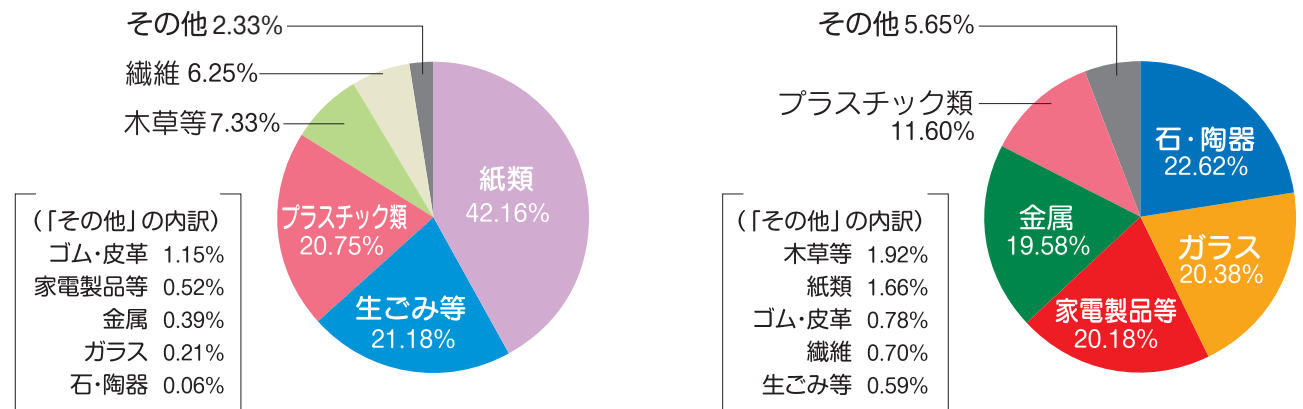
※1 管路収集とは、ごみを輸送管で清掃工場に運ぶシステムです。23区では、臨海副都心で導入しています (有明清掃工場へ搬入)。

※2 持込ごみとは、承認を受けた事業者などが清掃工場や埋立処分場などに直接持ち込んだごみをいいます。

2 ごみの中身 (令和5年度)

清掃工場に搬入されたごみ

不燃ごみ処理センターに搬入されたごみ



(令和5年度清掃工場等ごみ性状調査報告書をもとに作成)
※端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

3 一人が一日に出すごみの量

(算出方法) ごみ排出量を人口で割り、単位をグラムにします。

$$\frac{2,485,559 \text{ トン}}{9,635,719 \text{ 人}} \div 366 \text{ 日} \times 1,000,000 \div 705 \text{ グラム}$$

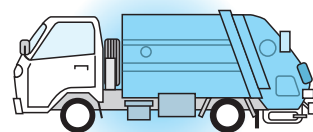
人口の出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口 (日本人及び外国人)」(令和5年10月1日現在)
※ごみ排出量は、事業系ごみを含みます。

705グラム

4 ごみ・し尿の処理にかかる費用

ごみ1トン当たり

し尿1トン当たり



66,223円

[人口1人当たり 約14,004円] (令和4年度)



174,413円

※収集・運搬、処理、処分ににかかる費用

5 清掃一組施設一覧

〈しゅん工順〉

(令和6年12月現在)

清掃工場名	しゅん工年月	稼働年数 ※1	敷地面積 (約㎡)	焼却炉					工場外熱供給	煙突高さ (m)
				型式 ※2	規模 (トン×炉数)	焼却能力 (トン/日)	設計最高発熱量 (KJ/kg)	発電出力 (kW)		
有明	平成 7.12	29	24,000	A 三菱重工マルチン式	200×2	400	14,200	5,600	○	140
千歳	平成 8. 3	29	17,000	A 川崎重工サン形	600×1	600	12,100	10,000	○	130
墨田	平成 10. 1	27	18,000	A 日立造船デ・ロール式	600×1	600	13,000	13,000	○	150
新江東	平成 10. 9	26	61,000	A タクマHN型	600×3	1,800	13,400	50,000	○	150
港	平成 11. 1	26	29,000	A 三菱重工マルチン式	300×3	900	13,400	22,000	—	130
豊島	平成 11. 6	25	12,000	B IHI散気管式	200×2	400	13,400	7,800	○	210
渋谷	平成 13. 7	23	9,000	B 荏原旋回流型	200×1	200	13,400	4,200	—	150
中央	平成 13. 7	23	29,000	A 日立造船デ・ロール式	300×2	600	13,400	15,000	○	180
板橋	平成 14.11	22	44,000	A 住友重機械W+E式	300×2	600	12,100	13,200	○	130
多摩川	平成 15. 6	21	32,000	A IHI回転ストーカ式	150×2	300	12,100	6,400	○	100
足立	平成 17. 3	20	37,000	A 荏原HPCC型	350×2	700	12,100	16,200	○	130
品川	平成 18. 3	19	47,000	A 日立造船デ・ロール式	300×2	600	12,100	15,000	○	90
葛飾	平成 18.12	18	52,000	A タクマSN型	250×2	500	12,100	13,500	○	130
世田谷	平成 20. 3	17	30,000	C 川崎重工流動床式	150×2	300	12,100	6,750	○	100
大田	【新】平成 26. 9	10	92,000	A タクマSNF型	300×2	600	14,800	22,800	—	47
	【第一】平成 2. 3	28		A タクマHN型	200×3	600	12,600	9,000	—	41
練馬	平成 27.11	9	15,000	A JFEハイパー21ストーカ	250×2	500	14,300	18,700	○	100
杉並	平成 29. 9	7	36,000	A 日立造船デ・ロール式	300×2	600	14,300	24,200	○	160
光が丘	令和 3. 3	4	23,000	A タクマSNF型	150×2	300	13,500	9,150	○	150
目黒	令和 5. 3	2	29,000	A JFEハイパー21ストーカ	300×2	600	13,500	21,500	○	150

江戸川清掃工場と北清掃工場は建替えに伴い、稼働を停止しています。

※1 稼働年数は、一般廃棄物処理基本計画 (令和3年2月改定) の「清掃工場の整備スケジュール」の令和6年度時点の稼働年数です。同計画において、清掃工場の計画耐用年数は、25年から30年程度としています。

※2 焼却炉分類
A…火格子 (ストーカ) 式焼却炉 (全連続燃焼式) B…流動床式焼却炉 (全連続燃焼式) C…ガス化溶融炉 (全連続運転式)

分類	施設名	しゅん工年月	処理方法	規模
不燃	中防不燃ごみ処理センター第二プラント	平成 8. 10	日立造船 横型回転衝撃式	48トン/h×2系列
	京浜島不燃ごみ処理センター	平成 8. 11	極東開発 縦型回転衝撃式	8トン/h×4系列
粗大	粗大ごみ破碎処理施設	昭和54. 6	極東開発 縦型回転衝撃式	32.1トン/h×2系列
灰溶融	中防灰溶融施設 ※	平成18. 12	三菱重工 プラズマ式・黒鉛電極	100トン/日×4炉
し尿	品川清掃作業所 (下水道投入施設)	平成11. 1	希釈処理 (還元水および清掃工場処理水)	100トン/日

中防不燃ごみ処理センター第一プラントを解体・撤去し、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を建設しています。

※中防灰溶融施設は、灰の溶融を休止しています。

1 様々な計画に基づいて事業を行っています

清掃一組では、「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営」を経営理念とし、「基本計画・実施計画」や「一般廃棄物処理基本計画」といった各種計画のもと、効率的・効果的に事業を進めています。計画の詳細は、清掃一組のホームページをご覧ください。

基本計画・実施計画

基本計画は、清掃一組の経営理念の実現に向け、清掃一組を取り巻く環境と清掃一組の現状から、取り組むべき課題と方向性を示した総合的な計画です。

清掃一組の基幹的な計画である「一般廃棄物処理基本計画」「財政計画」「人材育成計画」及び個別の分野別の事業計画や方針を包括した最上位の計画として位置づけています。

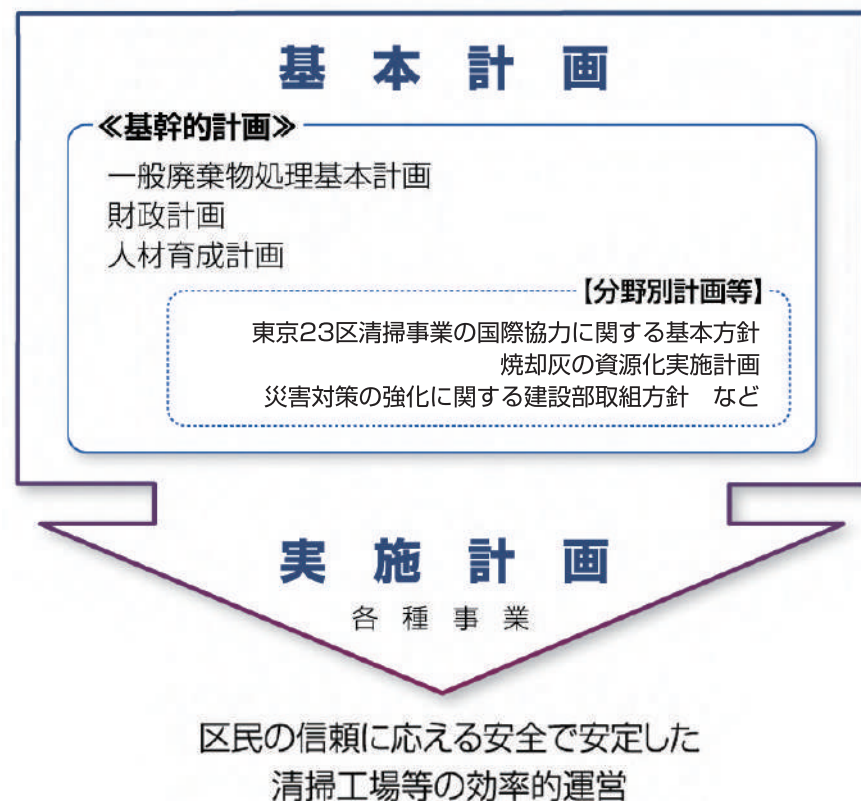
基本計画の計画期間は、令和3年度から令和17年度までの15年間です。

実施計画は、基本計画の方向に従い、事業運営の取組において5つの施策、行財政運営の取組において7つの施策を設定し、その施策を実現するための個別事業を設定しています。

実施計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき策定するもので、清掃一組の中長期の総合的な計画である基本計画を踏まえ、一般廃棄物の中間処理等に関する基本的な事項について定めたものです。計画期間は令和3年度から令和16年度までの14年間です。計画はおおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととしています。



2 計画的な施設整備を進めています

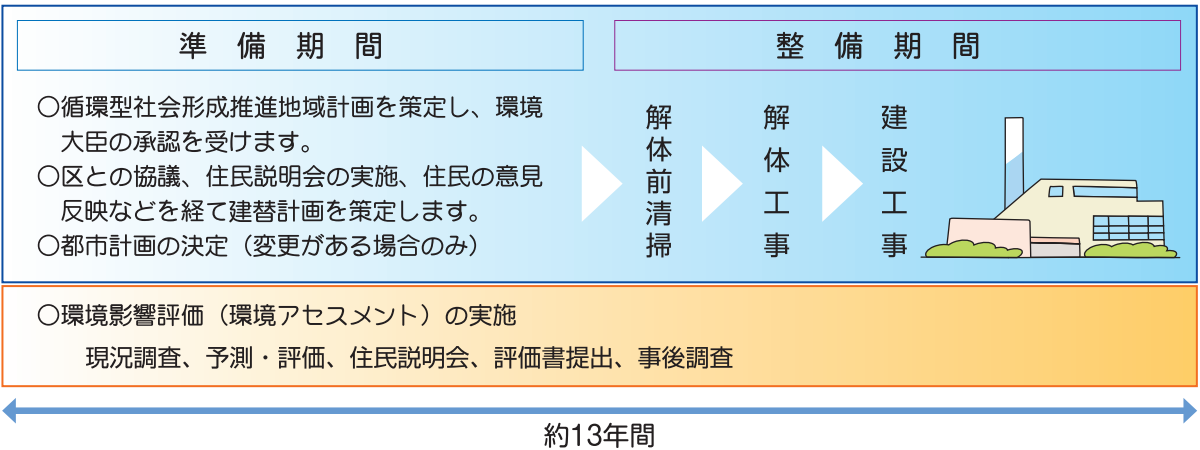
清掃工場等の整備は、「一般廃棄物処理基本計画」中の「施設整備計画」に基づき行います。現在の整備計画では、新たな場所に清掃工場を建設する計画ではなく、老朽化した工場の建替えやリニューアル※又は延命化を計画しています。

一つの清掃工場を建て替えるには、準備の段階から工事完了まで、10年以上を要します。清掃工場の耐用年数は、建替えやリニューアルでは25年から30年程度としていますが、延命化を導入する施設については40年を目標とします。

将来のごみ量予測をもとに、財政負担の低減や工事期間が集中しないよう配慮しながら、順次建替えやリニューアル又は延命化を行い、安定的かつ効率的にごみの焼却処理を行っています。

※リニューアルとは、既存工場の建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する工事です。

建替工事の流れ（300トン／日・炉×2基の場合）



環境影響評価（環境アセスメント）とは…

大規模な開発事業などを実施する際に、良好な環境を保全していくために、その事業が環境に与える影響を予測・評価するものです。さらに、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに、審議会において専門的立場からその内容を審査するなど、事業実施において適正な環境配慮がなされるよう、一連の手续が定められています。整備期間中及びしゅん工後には事後調査も行います。



建設工事の全景（江戸川清掃工場）



工場棟の解体工事（北清掃工場）



不燃ごみ受入ヤードの解体工事
（中防不燃ごみ処理センター 第一プラント）

1 ごみの収集・運搬や資源の回収は各区が実施します

ごみの収集と運搬は、各区の清掃事務所が行います。

収集

ごみの種類ごとに収集する曜日とエリアを定め、ごみ量の季節変動や地域の実情に合わせた作業計画を策定し、効率的な作業を行います。

23区では、家庭ごみの処理手数料は基本無料（1日に10キログラムを超えるごみを出す場合は除く。）です。

粗大ごみと事業系ごみは有料です。

詳しくは各区役所・清掃事務所へお問い合わせください。

※問合せ先はp.42



可燃ごみの収集作業（中野区）

運搬

効率的に運搬するため、ごみの種類（可燃・不燃・粗大）ごとに運搬方法を定めています。

可燃ごみ

可燃ごみは、収集現場で収集車（小型プレス車など）に積み込み、直接、清掃工場に搬入します。



ごみの搬入の様子（足立清掃工場）

不燃ごみ

不燃ごみは、中防不燃ごみ処理センター、京浜島不燃ごみ処理センター又は民間処理施設に搬入します。

一部の区では陸上中継所や船舶中継所を設置し、コンテナ車や船舶に積み替えて中継輸送します。

中継することにより、輸送効率の向上、交通渋滞の緩和や排気ガスによる大気汚染の低減に効果があります。



陸上中継所（新宿区新宿中継・資源センター）



船舶中継所（千代田区三崎町中継所）

粗大ごみ

粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設又は民間処理施設に搬入します。中継所がある区では、小型の収集車から大型車両に積み替えて中継輸送します。中継することにより、輸送効率の向上、交通渋滞の緩和や排気ガスによる大気汚染の低減に効果があります。



粗大ごみの積替え作業（文京区）



受入ヤードに搬入された粗大ごみ（粗大ごみ破碎処理施設）

ごみ収集車 Q&A

Q：昔はどんな車で収集していたの？

A：自動車が導入される前は、大八車など人力を中心とした作業を行っていました。昭和30年代に自動車の導入により機械化が進んでからは、作業効率の向上や安全性の確保が図られました。



ごみ箱からの雑芥収集風景（昭和30年代）

Q：ごみ収集車にはどんな種類があるの？

A：現在、最も多く運行しているのは、可燃ごみや不燃ごみを収集する小型プレス車（写真下左）です。他にも、軽小型ダンプ車（写真下右）などがあり、それぞれ大きさも数種類あります。



小型プレス車（容量4.0m³）



軽小型ダンプ車（容量1.78m³）

Q：なぜ23区のごみ収集車は青色なの？

A：清掃事業のイメージ一新、周囲の環境との調和、事故防止などの観点から、昭和43年に当時の東京都清掃局が選定しました。運転台は「アイボリーホワイト」、荷台は「コバルトブルー」という色です。それ以前は、ごみ収集車や作業服の色はグレーでした。



昭和43年以前のごみ収集車

各区が行うリサイクル事業（資源回収）

各区では、自らが策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量やリサイクル事業に積極的に取り組んでいます。

各区が行っている主な資源回収を紹介します。

詳しくは各区役所・清掃事務所へお問い合わせ下さい。

ステーション(集積所)回収

回収する品目、回収日、排出方法などを各区があらかじめ定めて回収する方式です。

集積所に出された資源は、区が回収し、リサイクルします。

品目には、紙類、びん、缶、ペットボトル、プラスチックなどがあります。※区によって品目は異なります。



台東区

拠点回収

公共施設などに回収拠点を設け、資源を回収する方式です。

回収場所には、回収ボックスなどを設置し、排出者が対象の資源を持って行きます。集められた資源は区が回収し、リサイクルします。

※区によって品目は異なります。



千代田区

ピックアップ回収

集積所などに出された不燃ごみ、粗大ごみから資源物を選別し、資源化施設に持ち込み、リサイクルします。 ※区によって品目は異なります。



足立区

集団回収

町会・自治会、PTA、マンション管理組合など地域住民の方々が協力し、紙類、布類、びん、缶などの資源を自主的に集め、資源回収業者に引き渡す方式です。

回収日、場所、品目、資源回収業者などは、回収に参加する皆さんで決めることができます。



港区

このほか、各区ではフリーマーケットの支援や家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器のあっせん・助成など、様々なリサイクル事業を行っています。

23区のごみ収集量と資源回収量（令和5年度）

(単位: トン)

区 名	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	区 収 集 ご み 量				資 源 回 収 量				
			可燃ごみ (うち管路 収集ごみ) ^{※1}	不燃ごみ	粗大ごみ	計	ステーション 回収など ^{※2}	ピックアップ 回収	集団回収	計	
合 計	9,635,719	5,419,089	1,555,840.24	(3,431.98)	25,728.49	67,267.88	1,648,836.61	347,280	31,619	144,907	523,806
千代田	68,648	39,195	13,989.08		523.29	604.84	15,117.21	4,442	20	1,235	5,697
中 央	175,982	100,348	31,349.90		—	1,468.78	32,818.68	8,612	1,751	3,971	14,333
港	265,982	152,493	47,880.44	(1,928.38)	1,279.70	2,222.04	51,382.18	15,466	1,040	4,909	21,414
新 宿	348,809	226,791	61,233.66		1,359.56	2,755.46	65,348.68	14,634	436	4,794	19,864
文 京	231,685	128,170	38,542.03		1,293.63	1,240.38	41,076.04	9,023	441	3,436	12,900
台 東	211,483	132,692	37,114.04		605.88	1,548.53	39,268.45	7,110	1,053	3,759	11,922
墨 田	283,931	166,436	47,716.02		1,271.91	2,399.39	51,387.32	8,710	59	3,581	12,350
江 東	538,571	289,285	84,007.20	(1,500.45)	—	3,790.52	87,797.72	16,590	2,661	10,952	30,203
品 川	407,538	233,098	62,264.57	(3.15)	2,139.71	2,105.06	66,509.34	16,926	1,721	6,603	25,250
目 黒	279,797	159,774	45,066.45		1,639.78	2,880.81	49,587.04	6,640	63	10,179	16,882
大 田	734,114	409,957	113,827.89		1,799.17	4,277.30	119,904.36	24,549	2,222	15,599	42,370
世田谷	918,568	496,352	154,016.70		3,661.78	8,007.30	165,685.78	37,460	1,282	5,803	44,545
渋谷	230,758	142,478	41,476.39		1,522.26	1,766.69	44,765.34	14,382	※3	1,941	16,323
中 野	336,878	212,811	51,054.78		154.11	2,554.60	53,763.49	6,936	1,899	11,218	20,053
杉 並	572,981	329,455	84,350.25		2,410.52	3,601.25	90,362.02	29,026	1,235	3,897	34,158
豊 島	291,421	184,499	46,562.03		132.51	2,428.28	49,122.82	11,901	1,389	2,068	15,358
北	357,330	206,560	53,419.86		117.27	2,175.72	55,712.85	13,392	1,939	4,567	19,898
荒 川	218,729	121,343	37,318.79		111.19	1,300.89	38,730.87	193	1,301	8,952	10,446
板 橋	572,377	326,700	93,932.51		—	4,146.87	98,079.38	13,768	2,936	10,429	27,133
練 馬	740,595	389,023	110,621.28		2,380.11	5,219.86	118,221.25	29,346	1,849	8,014	39,209
足 立	692,612	370,838	118,406.20		270.15	3,280.42	121,956.77	17,990	3,975	7,028	28,993
葛 飾	466,778	247,940	73,334.43		1,206.13	2,531.40	77,071.96	17,715	1,354	4,618	23,687
江戸川	690,152	352,851	108,355.74		1,849.83	4,961.49	115,167.06	22,467	991	7,357	30,815

資源回収量の出典：令和5年度清掃事業年報別冊リサイクル編（特別区清掃リサイクル主管課長会発行）

人口及び世帯数の出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（令和5年10月1日現在）

- ※ 区収集ごみ量と資源回収量には、一部、事業系ごみ・資源が含まれます。
- ※ 端数処理のため、個々の計と合計の数値が一致しない場合があります。
- ※1 管路収集とは、ごみを輸送管で清掃工場に運ぶシステムです。23区では、臨海副都心で導入しています（有明清掃工場へ搬入）。
- ※2 ステーション回収などには、行政による資源回収のうち、ピックアップ回収を除いた、ステーション（集積所）回収と拠点回収の合計量を示しています。
- ※3 渋谷区のピックアップ回収は0.42トンです。



ごみ管路収集輸送システム
（有明清掃工場）

2 埋立処分場は東京都が設置・管理しています

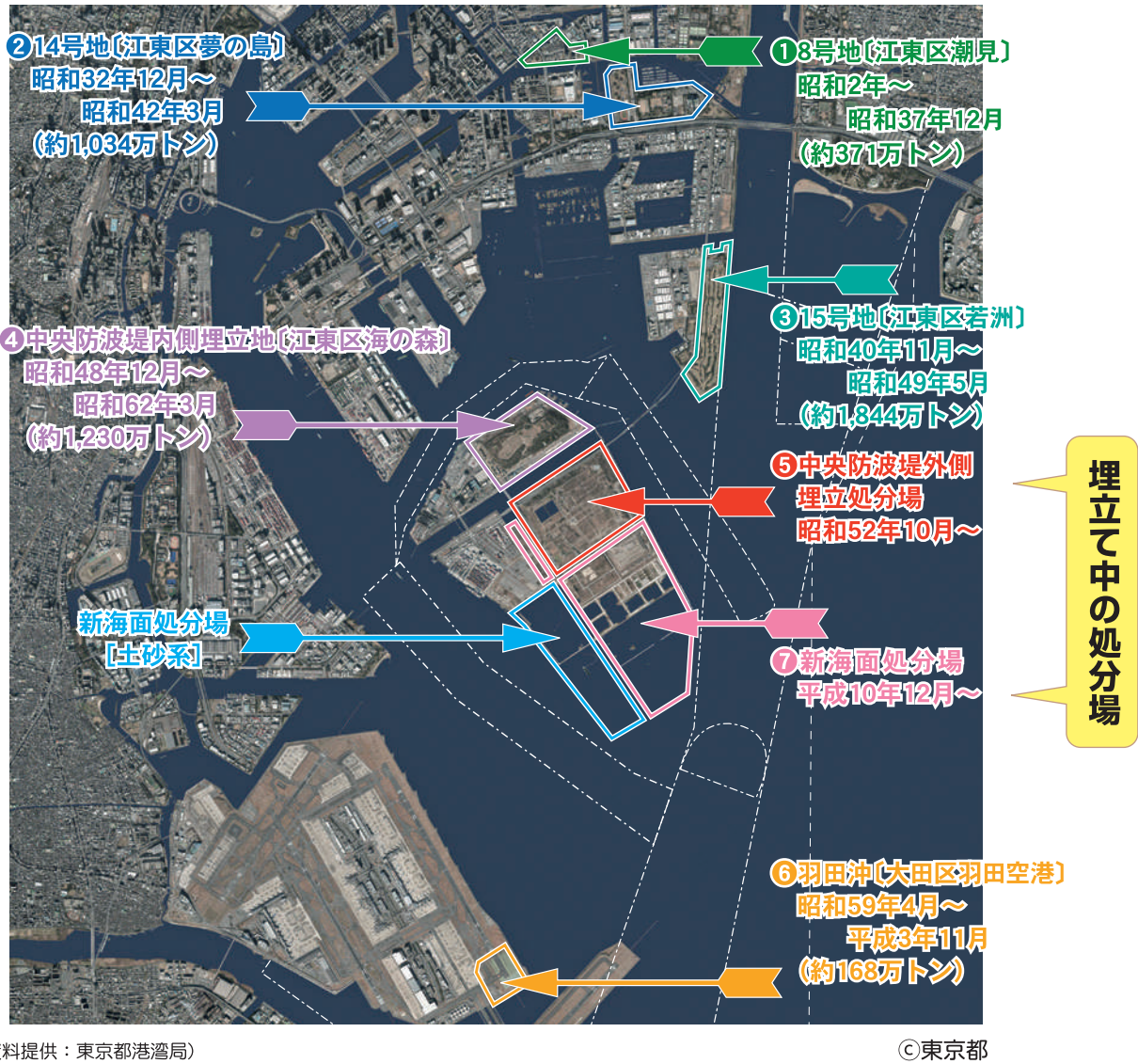
東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場では、23区内で発生する一般廃棄物の処理残さや下水汚泥などの都市施設廃棄物、都内の中小企業が排出する産業廃棄物を埋立処分します。

可燃ごみと破碎後の焼却できる不燃ごみ及び粗大ごみの残さは、焼却した後、一部の焼却灰等はセメント原料化や徐冷スラグ化、焼成砂化し、資源として再利用しますが、それ以外の焼却灰と薬剤処理した飛灰は埋立処分します。

不燃ごみは、破碎して鉄とアルミニウムを資源として回収した後、焼却に適さない残さは埋立処分します。粗大ごみは、破碎して鉄を資源として回収した後、焼却に適さない残さは埋立処分します。

廃棄物以外に、海底や川底から掘り出されたしゅんせつ土や建設発生土など（土砂系）も埋め立てていますが、管理方法などが異なるため、廃棄物とは区別して埋め立てます。

●埋立時期と埋立量



現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、23区の最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、23区と清掃一組は、ごみの減量や資源化などの取組を積極的に進めています。

廃棄物の埋立処分場の変遷

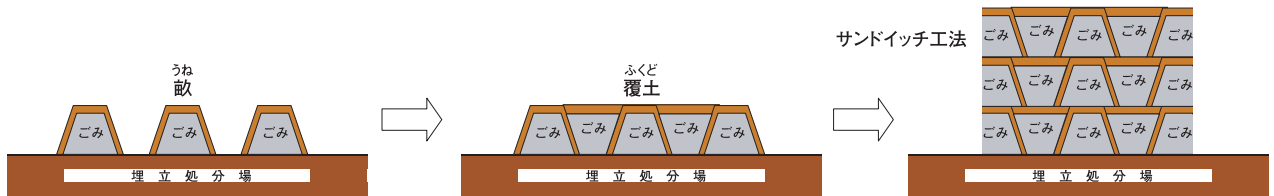
	1955 昭和30	1965 昭和40	1975 昭和50	1980 昭和55	1985 昭和60	1990 平成2	1995 平成7	2000 平成12	(年度) 2023 令和5	面積
① 8号地(江東区潮見)	2	37								埋立量約 371万トン 364,000㎡
② 14号地(江東区夢の島)		32	41							埋立量約 1,034万トン 450,000㎡
③ 15号地(江東区若洲)			40	49						埋立量約 1,844万トン 712,000㎡
④ 中央防波堤内側埋立地(江東区海の森)			48		61					埋立量約 1,230万トン 780,000㎡
⑤ 中央防波堤外側埋立処分場										埋立量約 5,541万トン (令和5年度末現在) 1,990,000㎡
⑥ 羽田沖(大田区羽田空港)						59	3			埋立量約 168万トン 124,000㎡
⑦ 新海面処分場										埋立量約 963万トン (令和5年度末現在) 3,190,000㎡

埋立処分の方法

埋立処分場では、ごみで畝を造り、3mほどになると約50cmの土をかぶせます。次に、できた谷にごみを埋め、谷がなくなったら約50cmの土をかぶせます。この作業を繰り返し、30mの高さまで埋め立てます（サンドイッチ工法）。

覆土することで、ごみの飛散、臭気の拡散、害虫、火災の発生を防止します。

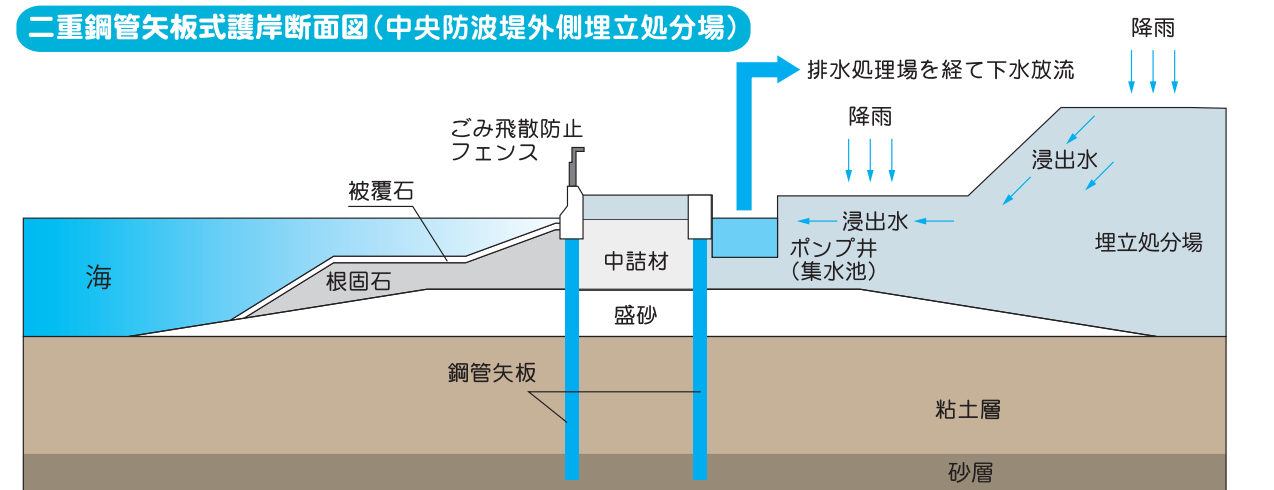
焼却灰などは、風による飛散を防ぐため、溝を造り落とし込む額縁方式で埋立てを行います。



埋立処分場の構造

埋立処分場は、埋め立てる廃棄物が環境に与える影響の度合いにより、安定型・管理型・遮断型の3種類に分けられます。中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場の東側区域は、一般廃棄物と産業廃棄物を埋め立てる管理型処分場です。

埋立処分場から出る浸出水※1が地下水や公共水域を汚染しないよう、二重鋼管矢板式護岸またはケーソン式護岸で遮水しています。浸出水は、集排水設備※2を通じ排水処理場に送られ処理されます。



※1 浸出水= 雨がごみ層を通過することにより浸み出てくる汚水
※2 集排水設備= 浸出水を集め排水処理場へ送水する集水池などの設備

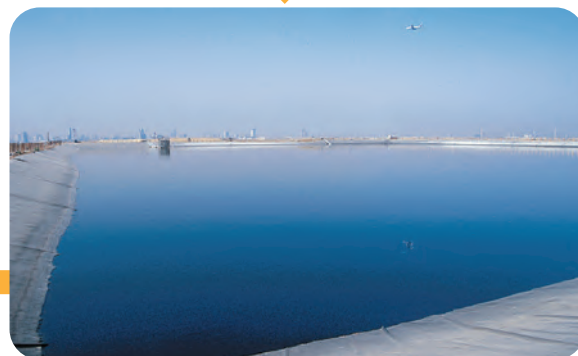
環境保全対策

浸出水処理

埋立処分場に降った雨水は、埋め立てたごみの中に浸み込み、処分場内に浸み出します。この水を浸出水といい、窒素分などの汚濁物質が含まれているため、そのまま海に流すことができません。そのため、浸出水は、いったんポンプ井という小さな池に集めてから、ポンプで外側埋立処分場の2つの調整池に送ります。ここで水量や汚濁度を均一化した後、排水処理場に送ります。排水処理場では、浸出水に生物処理、物理化学処理などを施し、下水排除基準内の水質にしてから砂町水再生センターに送水しています。



ポンプ井（集水池）



調整池



排水処理場

東京都下水道局
砂町水再生センター

東京湾

これらの環境保全対策は、ごみの埋立てが終了した後も周辺環境に影響を及ぼすことがなくなるまで、長期間にわたり続けられます。15号地（江東区若洲）は、昭和49年に埋立てが終了しましたが、その浸出水の処理を現在も中央防波堤内側埋立地（江東区海の森）の排水処理場で行っています。

飛散対策（散水）



埋立処分場のごみや粉じんが飛散しないよう、予防散水します。

飛散対策（フェンス）



埋立処分場のごみが海に飛散しないよう、周囲にネットフェンスを設置しています。

発生ガスによる発電



発電機

中央防波堤外側埋立処分場から発生するガスを燃料にして、発電を行います。
エネルギーの有効利用とともに、温室効果の高いメタンガスの大気への放出を防ぎます。

ガス有効利用施設（マイクロガスタービン）

発電能力（最大）	275kW
ガス利用量	約160万m ³ /年
ガス組成	
メタン	約55%
二酸化炭素	約25%
窒素	約15%
酸素	1%以下
ガス発熱量	約18MJ/m ³ N (約4,300kcal/m ³ N)



集ガス管

埋立処分場の移り変わり



ごみを直接埋め立てていた(平成7年)

全量を中間処理
(平成9年)

埋立処分量を削減



廃プラスチックは焼却せず埋め立てていた(平成18年)

サーマルリサイクルの実施
廃プラスチックを焼却処理
(平成21年)



(現在)

焼却灰のセメント原料化・徐冷スラグ化・焼成砂化
埋立処分量をさらに削減

以前は、可燃ごみの一部を焼却することができず、直接埋め立てていました。その後、全量中間処理を行うことで、埋立処分量を削減しました。また、サーマルリサイクルの実施に伴い、資源化されなかった廃プラスチックを焼却処理すると共に、現在は、焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化・焼成砂化を段階的に進めていくことで、埋立処分量のさらなる削減を図っています。

3 循環型社会をつくるための法令

循環型社会形成のための法体系

環境基本法

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

○基本原則 ○国、地方公共団体、事業者、国民の責務 ○国の施策
循環型社会形成推進基本計画（国の他の計画の基本）

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

< 廃棄物の適正処理 >

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ③ 廃棄物処理施設の設置規制
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定 など

< 再生利用の推進 >

資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律

- ① 再生資源のリサイクル
- ② リサイクル容易な構造・材料等の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進

リサイクル（1R） → リデュース
リユース
リサイクル（3R）

〔包括的な法制度〕

食品ロス削減推進法

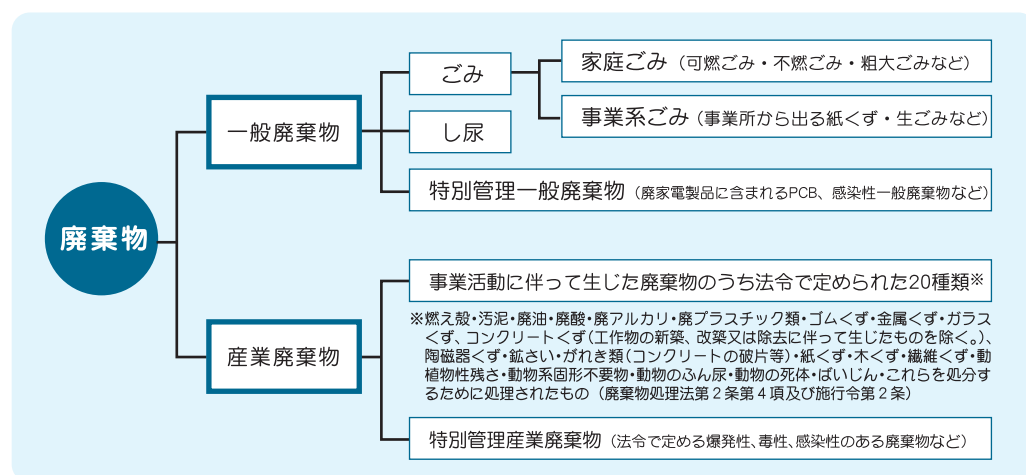
プラスチック資源循環法

個別物品の特性に応じた規制

容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	小型家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	建設 リサイクル法	自動車 リサイクル法
- 容器包装の市町村による分別収集 - 容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化 びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装など	- 廃家電を小売店等が消費者より引取 - 製造業者による再商品化 エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機	使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化 携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラなど	食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用 食品残さ	工事の受注者が建築物の分別解体・建設廃材等の再資源化 木材、コンクリート、アスファルト	関係業者が使用済み自動車の引取、フロンの回収、解体、破砕・製造業者等がエアバック・シュレッターダストの再資源化、フロンの破壊 自動車

グリーン購入法（国等が率先して再生品などの調達を推進）

廃棄物の種類



4 3Rの実践 ～一人ひとりができること～

3Rはごみを減らし、資源を大切に使う暮らし方のキーワードです。

第1の R Reduce ごみになるものを減らす (リデュース)

生活のなかでごみをつくらない工夫をすることが一番大切です。ごみは資源にもなりますが、それだけでは循環型社会は成り立ちません。

- ごみになりやすいものは買わないようにしましょう。
- 余分な包装はことわりましょう。
- ものを大切にし、できるだけ長く使いましょう。
- 食べ物は残さないようにしましょう。

第2の R Reuse 捨てずにまた使う (リユース)

使い終わっても捨てないで！工夫や手間で繰り返し使えるものはたくさんあります。新しいものをつくるよりも資源やエネルギーを使いません。

- リターナブルびんを選びましょう。
- 詰め替えのできる商品を選びましょう。
- フリーマーケットやリサイクルショップを上手に使いましょう。
- 工夫して新しい使い道を考えましょう。

それでも出てしまったごみは・・・

第3の R Recycle もう一度資源として生かす (リサイクル)

正しく分別すれば資源になるものでも、ただ捨てるだけでは「ごみ」になってしまいます。何が資源になるかを知っていますか？

- ごみと資源をきちんと分別しましょう。
- 再生品(※)を選びましょう。

※このようなマークなどが付いています



たとえば暮らしの中でこんなふうに実行できます！

商品を選ぶときにまずチェック



- ・長く使えるかな
- ・詰め替えができるかな
- ・再生品も検討してみよう
- ・多く買いすぎていないかな

生活の中でごみを出さない工夫



- ・ごはんは残さず食べる

ちょっとまって！捨てる前に・・・



- ・何か違うことに使えないかな
- ・誰かに使ってもらえるかも
- ・工夫すればまだ使えるかも

ルールを守って回収へ

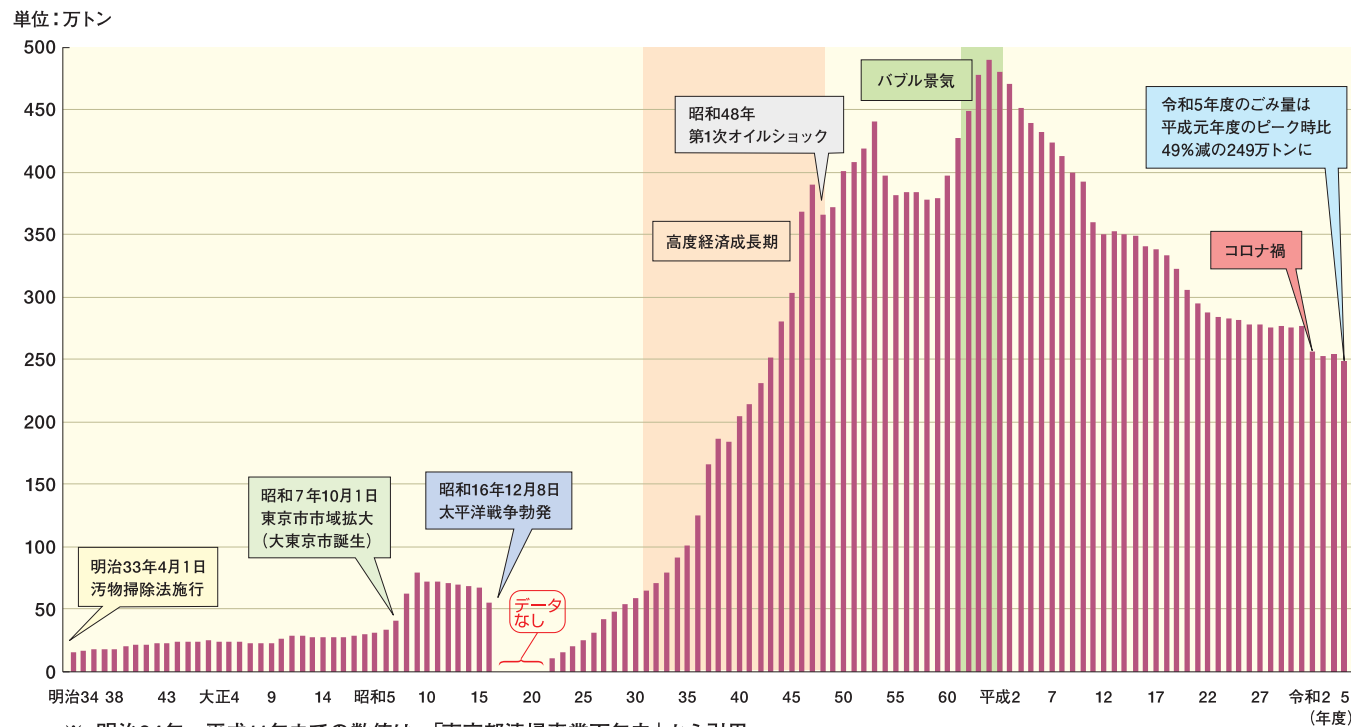


すべてのものがリサイクルできるわけではありません。
最初的一步「Reduce(リデュース)」が一番重要です！

● 3Rは決して難しいことではありません。誰もが少しずつ意識するだけでできることばかりです。

5 ごみ量・焼却処理量・埋立処分量・資源回収量の推移

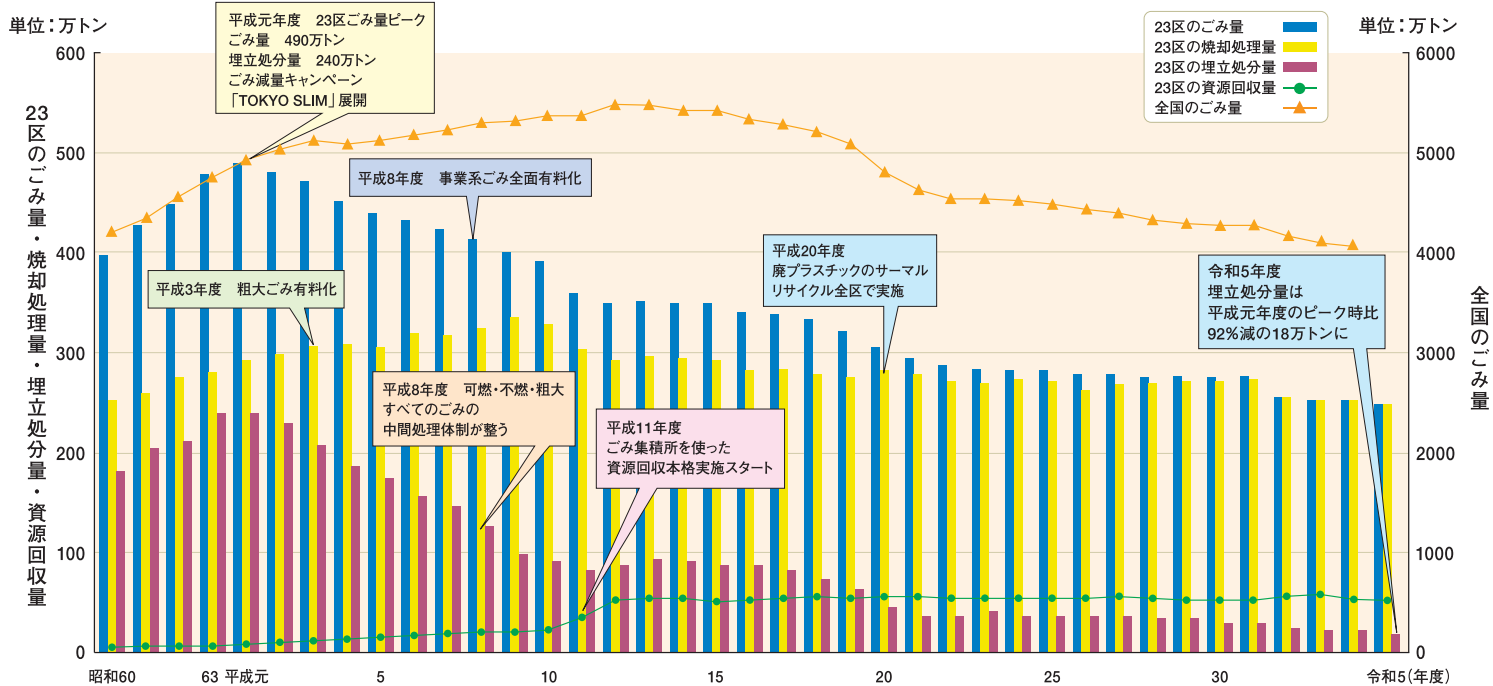
23区のごみ量推移（明治34年度～令和5年度）



※ 明治34年～平成11年までの数値は、「東京都清掃事業百年史」から引用

※ 明治34年～昭和6年は、東京市（中心部15区）の区域内のごみ量、昭和7年以降現在の23区とほぼ同じ区域となる。

全国のごみ量と23区のごみ量・焼却処理量・埋立処分量・資源回収量の推移



※ 平成11年度までは東京都清掃局の統計資料から引用

※ 23区の資源回収量は23区で回収された紙類、びん、缶、ペットボトル、プラスチック容器などの合計量で、行政回収量と、ピックアップ回収及び集団回収量の合算値を表示。ただし、行政回収量は平成11年度までは東京都回収分、平成12年度以降は23区回収分。

※ 全国のごみ量は環境省資料を引用

6 東京23区のごみ処理とリサイクルの歴史（江戸～令和）

江戸時代

1649

江戸に人口が集中し、空き地や川・堀へのごみ投棄が問題になる。

幕府が、「会所地」（空き地）へのごみ投棄を禁止する。

1655

幕府が、深川永代浦（現在の江東区内）をごみの投棄場に指定する。

1900

(明治33年)

1924

(大正13年)

1930

(昭和5年)

日本初のごみ処理に関する法律「汚物掃除法」が制定され、ごみの処理（収集・処分）が、自治体の責務になる。東京初のごみ焼却場「大崎塵芥焼却場」（荏原郡大崎町営）が完成する。

汚物掃除法等の改正により、ごみの焼却処理が自治体の責務になる。

1946

(昭和21年)

1956

(昭和31年)

1961

(昭和36年)

1970

(昭和45年)

1971

(昭和46年)

「戦争によりごみの収集作業が停止」
ごみの収集作業が再開される。

東京都清掃局が誕生する。

ごみ容器（ポリバケツ）による定時混合収集作業を開始する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定される。

東京都知事が「ごみ戦争」を宣言する。

ごみ戦争

高度経済成長期を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代を迎え、ごみ量が爆発的に増加し、ごみ質も多様化しました。昭和40年代には、清掃工場の処理能力を上回るごみが発生し続け、生ごみの一部も焼却処理されずに埋め立てられました。悪臭、ハエの大量発生などが埋立地周辺住民の生活をおびやかすなど、ごみ問題が深刻化します。昭和46年、当時の美濃都知事が「ごみ戦争」を宣言し、ごみ問題の解決に向け、新たな清掃工場の建設等に真剣に取り組む決意を表明しました。

1973

(昭和48年)

1979

(昭和54年)

1986

(昭和61年)

1989

(平成元年)

1991

(平成3年)

1993

(平成5年)

1996

(平成8年)

プラスチックを不燃ごみとして分別収集する。

粗大ごみ破砕処理施設が完成する。

中防不燃ごみ処理センターが完成する。

ごみ減量キャンペーン「TOKYO SLIM」を展開する。

粗大ごみの収集手数料が全面有料化となる。

半透明のごみ袋（東京都推奨袋）によるごみの出し方ヘルールを変更する。

「三つの東京ルール」を提言する（ごみ減量のための「東京ルール」を考える懇談会）。事業系ごみが全面有料化となる。

京浜島不燃ごみ処理センター・江戸川清掃工場等の完成により、可燃・不燃・粗大すべてのごみの中間処理体制が整う。

ごみ集積所を使った資源回収のモデルを実施する。

ペットボトルの店頭回収事業を開始する。

ごみ集積所を使った資源回収を本格導入する。

1999

(平成11年)

2000

(平成12年)

2003

(平成15年)

2009

(平成21年)

2015

(平成27年)

2020

(令和2年)

2022

(令和4年)

清掃事業が東京都から23区へ移管される。ごみ減量・リサイクルの主体は23区へ。中間処理を共同で行うため清掃一組を設立する。

23区の区長会が、新たな清掃工場の必要性はないと確認し、清掃一組が3清掃工場（新宿・中野・荒川）の建設計画取り止めに決定する。

廃プラスチックサーマルリサイクル（容器包装プラ資源化促進と廃プラ分別変更）を本格実施する。

焼却灰のセメント原料化を本格実施する。

焼却灰等の徐冷スラグ化を本格実施する。

プラスチック資源循環法 施行

焼却灰等の焼成砂化を本格実施する。



東京初の焼却施設 大崎塵芥焼却場（大正13年完成）



チリン！振鈴に答え、家からごみを持って出てくる人々（昭和30年頃）



収集が終わるとごみ容器を引き取る（昭和40年頃）



江東区議会による埋立処分場へのごみ搬入阻止（昭和47年）



可燃ごみの一部を直接埋め立てていた昭和40年代の埋立処分場



粗大ごみがそのまま埋め立てられていた昭和40年代の埋立処分場

※ ごみ処理や清掃事業の歴史について詳しく知りたいときは「東京都清掃事業百年史」が書籍やCD-ROMとして発行されています。販売は、公益財団法人 東京都環境公社 ☎03(3644)2189

7 区民や地域との連携・交流

清掃工場の見学

清掃工場の紹介DVD鑑賞後、職員の案内で工場内見学ルートを巡ります。(所要時間:1時間30分程度)

個人見学会は、清掃一組ホームページに掲載の開催日程をご覧のうえ、各清掃工場にお申し込みください。

団体見学(23区在住または在勤・在学の方で、10名以上の団体)は、随時、受け付けています。各清掃工場にお申し込みください。

そのほか、小学校の社会科見学や親子見学会なども実施しています。



工場見学(渋谷清掃工場)

地域との協議

運営協議会

地域住民代表、清掃工場所在区、清掃一組の三者を構成員として、清掃工場の操業について報告又は協議する場所として設置されています。

工場の操業状況や環境調査結果などが報告されます。



運営協議会(目黒清掃工場)

建替協議会

運営協議会と同様の三者を構成員としています。

清掃工場建替工事を安全・円滑に進めるために、適時・適切な情報提供を行うとともに、関係住民等の意見・要望等を伺う場となっています。

区民との意見交換会・地域との交流

清掃一組の事業に関する区民理解の促進と区民との活発なコミュニケーションを図るため、区民の関心の高い事項などについて、年に3回程度、意見交換会を実施しています。

また、清掃工場主催のイベントの実施や清掃工場だよりの発行を通じ、地域の方々との交流を図っています。

これらの情報を清掃一組ホームページで発信しています。



清掃工場だより(豊島清掃工場)



区民との意見交換会(目黒清掃工場)

8 清掃事業の国際協力

いま、私たちは気候変動やエネルギー問題、プラスチックごみへの対応など、解決すべき地球規模の問題を世界の人々と共有しています。国連加盟国が一丸となって達成を目指しているSDGs(持続可能な開発目標)では、様々な問題を解決するために17の目標を掲げ、世界中の人々が共に力を合わせて取り組んでいくことを求めています。

そんな私たちが共有する問題のうちの1つ、世界のごみ問題について少し目を向けてみましょう。

経済発展の目覚ましい海外諸都市では、人口の増加とともにごみ量が急増し、処分場の確保や適正なごみ処理が大きな課題となっています。川や海に不法投棄されたごみは水質汚染や健康被害の原因となり、また、生ごみなどがそのまま埋め立てられ続けた処分場が、火災や崩落事故を引き起こすなど、周辺住民の生活をおびやかしています。さらに、このような処分場から発生するメタン等の温室効果ガスは、地球規模の大きな問題になっています。

国際協力への取組 ～グローバルな貢献と地域のアクションを結ぶ～

過去に深刻なごみ問題を克服した23区は、このような海外諸都市から、ごみの分別、収集・運搬や処理施設の建設など、幅広い分野の助言や協力を求められています。

清掃一組では、23区をはじめ、国内の関係機関と手を携えながら、海外の廃棄物行政担当者等に対し、23区と清掃一組が持つ技術的な知見やノウハウを伝えています。

また、国際協力の経験や世界のごみ処理事情を広く情報発信し、私たち一人ひとりの身近なごみ減量や3Rの取組が、地球の未来につながっていくことを伝えていきます。

環境問題の解決には多くの人の地道な取組が不可欠です。

私たち一人ひとりが地球の未来を「自分ごと」と捉え、考え、行動していきましょう!

国際協力事業の3本柱

▶ 海外諸都市への技術的助言

海外の行政担当者等に、ごみの分別・収集や清掃工場の建設・運営に関する知見を伝え、環境対策等を助言しています。



▶ 海外人材の育成支援

研修生の受入れの要請等に対し、収集現場や清掃工場の視察、座学による講義等を実施しています。



▶ パートナーシップの推進

23区の啓発事業と連携し、国際協力事業の紹介や世界のごみ関連問題を考えるテーマで情報発信をしています。



地球のために
私たちが
できることを

東京二十三区清掃一部事務組合問合せ先

ごみの中間処理（焼却や破碎）・し尿の処理に関すること

《本庁舎》
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館12～14階
総務部総務課 東京区政会館14階 ☎03(6238)0603
清掃事業国際協力室 東京区政会館12階 ☎03(6238)0572
施設管理部管理課 東京区政会館13階 ☎03(6238)0704
建設部計画推進課 東京区政会館12階 ☎03(6238)0902



《清掃工場》各施設の地図はホームページに掲載しています。

中 央	☎03(3532)5341	中央区晴海5-2-1	豊 島	☎03(3910)5300	豊島区上池袋2-5-1
港	☎03(5479)5300	港区港南5-7-1	板 橋	☎03(5945)5341	板橋区高島平9-48-1
品 川	☎03(3799)5353	品川区八潮1-4-1	練 馬	☎03(3995)5311	練馬区谷原6-10-11
目 黒	☎03(5708)5314	目黒区三田2-19-43	光が丘	☎03(5967)1356	練馬区光が丘5-3-1
大 田	☎03(3799)5311	大田区京浜島3-6-1	墨 田	☎03(3613)5311	墨田区東墨田1-10-23
多摩川	☎03(3757)5383	大田区下丸子2-33-1	新江東	☎03(5569)5341	江東区夢の島3-1-1
世田谷	☎03(3416)5355	世田谷区大蔵1-1-1	有 明	☎03(3529)3751	江東区有明2-3-10
千 歳	☎03(3302)2590	世田谷区八幡山2-7-1	足 立	☎03(3859)4475	足立区西保木間4-7-1
渋 谷	☎03(3498)5311	渋谷区東1-35-1	葛 飾	☎03(5660)5389	葛飾区水元1-20-1
杉 並	☎03(3334)5301	杉並区高井戸東3-7-6	※建替工事中の工場は記載していません。		

《中防処理施設管理事務所》
不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設等
☎03(3599)5310 江東区海の森2-4-79

《清掃技術訓練センター》
☎03(5569)1990 江東区夢の島3-1-1

◆清掃一組ホームページ <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

【掲載内容】
施設概要（処理能力、しゅん工年月、余熱利用等）
東京23区のごみ処理の流れ
清掃工場見学会などイベント情報
統計・調査結果
各種計画（一般廃棄物処理基本計画など）
清掃工場案内動画
キッズページ
楽しくごみ処理について学べるクイズなど

◆パンフレット・報告書などの閲覧
清掃一組各課窓口又は
特別区自治情報・交流センター
☎03(5210)9051
<https://www.tokyo-23city.or.jp/chosa/tokei/shiryo/index.html>

◆公文書の開示を請求される場合
総務部総務課 ☎03(6238)0612

その他の問合せ先

ごみの収集・運搬や資源回収に関すること

◆23区清掃担当組織一覧 (令和6年10月現在)

千代田区 環境まちづくり部千代田清掃事務所 ☎03(3251)0566 外神田1-1-6 https://www.city.chiyoda.lg.jp/	渋谷区 環境政策部清掃リサイクル課 ☎03(5467)4300 渋谷1-2-17 美竹分庁舎 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/
中央区 環境土木部中央清掃事務所 ☎03(3562)1521 京橋1-19-6 https://www.city.chuo.lg.jp/	中野区 環境部ごみゼロ推進課 ☎03(3228)5563 松が丘1-6-3 リサイクル展示室内 https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/
港 区 環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所 ☎03(3450)8025 港南3-9-59 https://www.city.minato.tokyo.jp/	杉並区 環境部ごみ減量対策課 ☎03(3312)2111 (代表) 阿佐谷南1-15-1 https://www.city.suginami.tokyo.jp/
新宿区 環境清掃部新宿清掃事務所 ☎03(3950)2923 下落合2-1-1 https://www.city.shinjuku.lg.jp/	豊島区 環境清掃部ごみ減量推進課 ☎03(3981)1320 池袋本町1-7-3 豊島清掃事務所2階 https://www.city.toshima.lg.jp/
文京区 資源環境部リサイクル清掃課 ☎03(5803)1184 春日1-16-21 https://www.city.bunkyo.lg.jp/	北 区 生活環境部リサイクル清掃課 ☎03(3908)8538 王子1-12-4 https://www.city.kita.tokyo.jp/
台東区 環境清掃部清掃リサイクル課 ☎03(5246)1018 東上野4-5-6 https://www.city.taito.lg.jp/	荒川区 環境清掃部清掃リサイクル推進課 ☎03(5692)6690 町屋5-19-1 清掃リサイクル事務所 https://www.city.arakawa.tokyo.jp/
墨田区 資源環境部すみだ清掃事務所 ☎03(5608)6922 業平5-6-2 https://www.city.sumida.lg.jp/	板橋区 資源環境部資源循環推進課 ☎03(3579)2217 板橋2-66-1 https://www.city.itabashi.tokyo.jp/
江東区 環境清掃部清掃リサイクル課 ☎03(3647)9181 東陽4-11-28 https://www.city.koto.lg.jp/	練馬区 環境部清掃リサイクル課 ☎03(3993)1111 (代表) 豊玉北6-12-1 https://www.city.nerima.tokyo.jp/
品川区 都市環境部品川区清掃事務所 ☎03(3490)7051 大崎1-14-1 https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/	足立区 環境部足立清掃事務所 ☎03(3853)2141 東伊興3-23-9 https://www.city.adachi.tokyo.jp/
目黒区 環境清掃部清掃リサイクル課 ☎03(5722)9397 上目黒2-19-15 https://www.city.meguro.tokyo.jp/	葛飾区 環境部リサイクル清掃課 ☎03(5654)8271 立石5-13-1 https://www.city.katsushika.lg.jp/
大田区 環境清掃部清掃事業課 ☎03(5744)1628 蒲田5-13-14 https://www.city.ota.tokyo.jp/	江戸川区 環境部清掃課 ☎03(5662)4387 中央1-4-1 https://www.city.edogawa.tokyo.jp/
世田谷区 清掃・リサイクル部管理課 ☎03(6304)3210 松原6-3-5 梅丘分庁舎 https://www.city.setagaya.lg.jp/	

◆粗大ごみ受付センターについては、上記「23区清掃担当組織一覧」に記載の電話番号にお問い合わせいただくか、またはお住まいの区のホームページをご確認ください。

ごみの最終処分に関すること

東京都廃棄物埋立管理事務所	☎03(5531)3701	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/landfill
公益財団法人東京都環境公社 (埋立処分場の見学受付)	☎03(3570)2230	https://www.tokyokankyo.jp/learn/chubo-tour/



ごみれぽ 23

2025

循環型社会の形成に向けて

東京二十三区清掃一部事務組合
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
Tel: 03-6238-0613 FAX: 03-6238-0620
<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
デザイン・印刷 株式会社イーパワー



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

再生紙を使用しています

2024(令和6)年12月

印刷物登録

令和6年度 第64号